みだいがわきゅうていぼう　しょうぎがしら・いしつみだし

御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）

整備基本計画書

2018

南アルプス市教育委員会

御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）　整備基本計画書　二〇一八　南アルプス市教育委員会

みだいがわきゅうていぼう　しょうぎがしら・いしつみだし

御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）

整備基本計画書

2018

南アルプス市教育委員会

例　　言

1．本書は山梨県南アルプス市有野・六科に所在する国指定史跡「御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）」を対象とした整備基本計画書である。

2．本事業は平成26年度に開始し、平成28・29年度の２ヶ年間は国宝重要文化財等保存整備費補助金・山梨県文化財関係補助金を受け、南アルプス市教育委員会が実施した。

3．計画策定にあたっては「南アルプス市国史跡御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）保存整備委員会」を設置し、文化庁文化財部記念物課、山梨県教育委員会学術文化財課の指導・助言を受けるとともに、韮崎市教育委員会と連絡調整を図りながら、南アルプス市教育委員会が策定した。

4．史跡整備基本計画策定にあたり、基礎資料となる史跡の現況測量については、株式会社テクノプラニングと業務委託契約を締結し、実施した。

5．「平成」は平成31年内に改元されることが決定されているが、現在行政文書上で使用されているため、本計画では長期にわたる事業年度を便宜上「平成」で統一した。

6．本書の作成にあたり、次の諸氏、諸関係機関の方々にご協力をいただいた（敬称略・五十音順）。
伊藤宏、矢崎静夫、釜無川右岸土地改良区連合、公益財団法人山梨文化財研究所、徳島堰土地改良区、山梨県埋蔵文化財センター、山梨県立あけぼの医療福祉センター、山梨県立育精福祉センター

目　次

例言

第１章　計画策定の経緯と目的 ―― 1
第１節　計画策定の経緯 1
第２節　計画の目的 1
第３節　委員会の設置 1
第４節　関連計画との関係 5
第５節　計画決定の経過 7

第２章　計画地の現状 ―― 8
第１節　自然的環境 8
第２節　歴史的環境 8
第３節　社会的環境 13

第３章　史跡の概要および現状と課題 ―― 22
第１節　史跡指定の現状 22
第２節　史跡の概要 26
第３節　史跡等の公開活用のための諸条件の把握 28
第４節　追加指定 28

第４章　基本方針 ―― 30
第１節　基本方針 30

第５章　整備基本計画 ―― 31
第１節　対象 31
第２節　全体計画およびゾーニングと事業期間 31
第３節　調査・研究計画 32
第４節　整備方法　桝形堤防ゾーン 35
第５節　整備方法　石積出ゾーン 46
第６節　整備方法　将棋頭ゾーン 53
第７節　周辺地域の環境保全に関する計画 58
第８節　地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画 59
第９節　公開・活用に関する計画 60
第 10 節　管理・運営に関する計画 64

第６章　事業計画 ―― 65
第１節　年次計画 65

引用・参考文献

付属資料
資料１　御勅使川ぶらーり歴史さんぽ平成 28 年度市民アンケート
資料２　御勅使川ぶらーり歴史さんぽ平成 29 年度市民アンケート

第１章　計画策定の経緯と目的

第１節　計画策定の経緯

御勅使川旧堤防（みだいがわきゅうていぼう）（将棋頭・石積出）は平成 15 年３月 25 日に国史跡指定され、その後平成 21 年２月 12 日に将棋頭の一部、平成 26 年 10 月６日に桝形堤防が追加指定された。南アルプス市教育委員会 (以下市教育委員会) ではこれらの史跡を適切に保存管理し、活用するための保存管理計画を平成 26 年３月に策定した。この保存管理計画で示した史跡の保存と活用における整備の方向性を踏まえ、平成 26 年度から具体的な整備計画の検討に入り、平成 29 年度中に整備基本計画を策定することに決定した。

第２節　計画の目的

本計画は、保存管理計画で示した保存整備の基本方針に基づき、史跡を適切に保存し後世に継承していくとともに、史跡の本質的価値を広く公開活用することを目的とする。そのため、現状での課題等を整理し、今後の保存、調査・研究、活用を適切に進める基本整備方針を示す。

第３節　委員会の設置

１．委員会および庁内ワーキング

計画策定にあたっては、平成 26 年３月 18 日に「南アルプス市史跡御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）保存整備委員会条例」を制定し、歴史、考古、環境等の各専門家や史跡が立地する有野・六科地区の住民で構成する保存整備委員会を設置した。事務局は市教育委員会文化財課に置き、平成 26 年度から整備基本計画の検討および審議を開始し、必要に応じて各委員と個別に協議を重ね、計画の策定を行った。また、条例第８条により庁内ワーキング会議を設置し、庁内横断の組織により整備にかかる課題の抽出等を行った。さらに、整備の具体的な方法について、庁内技術職職員（技師）の協力を得て原案を作成した。計画内容については、文化庁文化財部記念物課、山梨県教育委員会教育庁学術文化財課、韮崎市教育委員会教育課から指導、助言を得た。

第１表　委員会名簿

役職名	氏　　名	職名・所属	専門分野等	委嘱年度			
				H26	H27	H28	H29
委員	大山　勲	山梨大学大学院教授	環境工学	○	○	○	○
委員	北野博司	東北芸術工科大学教授	近世城郭		○	○	○
委員	清水正基	源地区自治会連合会会長（H 26 年度）		○	○	○	○
副委員長	新津　健	南アルプス市文化財保護審議会委員	考古学	○	○	○	○
委員長	萩原三雄	帝京大学文化財研究所所長	歴史学	○	○	○	○
委員	橋本義光	六科自治会長		○	○	○	○
委員	畑　大介	帝京大学文化財研究所	治水史学	○	○	○	○
助言	中井將胤	文化庁文化財部記念物課史跡整備部門			○	○	○
助言	中山誠二	山梨県教育委員会教育庁学術文化財課		○	○		
助言	保坂和博	山梨県教育委員会教育庁学術文化財課		○	○		
助言	村石眞澄	山梨県教育委員会教育庁学術文化財課				○	○
助言	宮里学	山梨県教育委員会教育庁学術文化財課				○	○
助言	依田幸浩	山梨県教育委員会教育庁学術文化財課		○	○		
助言	佐藤拓也	山梨県教育委員会教育庁学術文化財課				○	
助言	野代恵子	山梨県教育委員会教育庁学術文化財課					○
助言	山下孝司	韮崎市教育委員会教育課		○			
助言	閏間俊明	韮崎市教育委員会教育課		○	○	○	○

第２表　事務局名簿

氏　　名	所属	職名等	参画年度			
			H26	H27	H28	H29
横小路允子	南アルプス市教育委員会	教育長	○			
小松重仁	南アルプス市教育委員会	教育長		○	○	○
小野義邦	南アルプス市教育委員会	部長			○	○
深澤安丸	南アルプス市教育委員会文化財課	課長	○			
塩澤秀子	南アルプス市教育委員会文化財課	課長		○	○	
森本浩人	南アルプス市教育委員会文化財課	課長				○
志村一彦	南アルプス市教育委員会文化財課	リーダー	○	○		
田中大輔	南アルプス市教育委員会文化財課	リーダー (H28 ～)	○	○	○	○
斎藤秀樹	南アルプス市教育委員会文化財課	担当	○	○	○	○
保阪太一	南アルプス市教育委員会文化財課	課員	○	○	○	○
西野弘明	南アルプス市教育委員会文化財課	課員			○	○

南アルプス市史跡御勅使川旧堤防 (将棋頭・石積出) 保存整備委員会条例

平成 26 年 3 月 18 日
条例第 10 号

(設置)
第 1 条　文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号) 第 109 条第 1 項の規定により指定された史跡御勅使川旧堤防 (将棋頭・石積出) の保護保存、整備及び有効な活用を検討するため、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、史跡御勅使川旧堤防 (将棋頭･石積出) 保存整備委員会 (以下「委員会」という。) を置く。
(所掌事務)
第 2 条　委員会は、史跡御勅使川旧堤防 (将棋頭・石積出) に関し次に掲げる事項について、南アルプス市教育委員会 (以下「教育委員会」という。) の諮問に応じ調査審議し、教育委員会に答申する。
(1)　保護保存に関すること。
(2)　発掘調査、復元整備及び環境整備に関すること。
(3)　整備に関する計画の策定に関すること。
(4)　整備活用に必要な資料等の調査研究及び普及事業に関すること。
(5)　前各号に掲げるもののほか、保存、整備及び活用に関し必要な事項に関すること。
2　委員会は、前項の規定による調査審議のほか、同項各号に掲げる事項について、教育委員会に意見を述べることができる。
(組織)
第 3 条　委員会は、次に掲げる委員 10 人以内をもって組織し、教育委員会が委嘱する。
(1)　学識経験を有する者
(2)　地元関係団体等の代表者
(3)　前 2 項に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
(任期)
第 4 条　委員の任期は、4 年とする。ただし、再任を妨げない。
2　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委員長及び副委員長)
第 5 条　委員会に委員長及び副委員長を置く。
2　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
3　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)
第 6 条　委員会の会議 (以下「会議」という。) は、委員長が招集し、その議長となる。
2　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
3　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(意見の聴取等)
第 7 条　委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。
(ワーキング会議の設置)
第 8 条　委員会の実務を補佐するため必要があるときは、ワーキング会議を設置することができる。
2　ワーキング会議は、市の関係各部 (部と同等の組織を含む。) の原則として課長級職員のうちから各 1 人を教育委員会が任命し、構成する。
(庶務)
第 9 条　委員会の庶務は、教育委員会において処理する。
(その他)
第 10 条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。
附　則
(施行期日)
1　この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(招集の特例)
2　この条例による最初の会議及び委員の任期満了後における最初の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

第３表　南アルプス市史跡御勅使川旧堤防 (将棋頭・石積出) 保存整備委員会庁内ワーキング会議（Ｈ２７）

部	課	担当	主な分掌	メンバー
教育委員会	教育総務課	教育政策推進担当	(1) 教育行政の重要な施策の企画策定、政策法務及び調査並びにこれらに伴う連絡調整に関すること。	課長・リーダー
教育委員会	生涯学習課	生涯学習担当	(1) 社会教育計画 (生涯学習プラン) に関すること。 (2) 社会教育の広報に関すること。 (3) 生涯学習の推進のための企画、立案及び調査研究に関すること。	課長・リーダー
総合政策部	政策推進課	政策研究担当	(1) 市政の重要事項の調査研究に関すること。 (2) 市長直轄の業務に関すること。 (3) 政策立案、政策推進及び政策法務の総合調整に関すること。 (4) 各部政策推進担当との連絡調整に関すること。 (5) 事務事業の部局間の総合調整に関すること。	課長・リーダー
総合政策部	ユネスコエコパーク推進室	ユネスコエコパーク推進担当	(1) ユネスコエコパークの推進に関すること。	室長・リーダー
総務部	防災危機管理室	防災担当	(1) 防災対策の企画及び調整に関すること。 (2) 地域防災計画に関すること。	課長・リーダー
農林商工部	農業振興課	農林商工部政策推進担当	(1) 部内の政策立案、政策推進及び政策法務の調整に関すること。	課長・リーダー
農林商工部	観光商工課	観光担当	(1) 観光計画に関すること。 (2) 観光振興に関すること。	課長・リーダー
農林商工部	農林土木課	計画管理担当	(1) 田園環境整備マスタープランに関すること。 (2) 農林道及び用排水路等の整備計画に関すること。 (3) 農業農村整備に係る啓発活動に関すること。	課長・リーダー
建設部	都市計画課	計画担当	(1) 都市計画に係る施策の総合調整に関すること。 (2) 都市計画マスタープランに関すること。 (3) 景観計画に関すること。 (4) 都市計画の決定及び変更に関すること。	課長・リーダー

第４表　保存整備委員会および庁内ワーキング会議等開催記録

回数	開催年月日	場所	議事等
第１回	平成 27 年 3 月 17 日	南アルプス市教育委員会	保存整備委員会委嘱
	平成 27 年 7 月 27 日	文化庁	中井將胤文化財調査官整備計画案指導
	平成 27 年 9 月 29 日	ふるさと文化伝承館	ワーキング会議 : 現地視察および保存整備について関係各課の意見交換
	平成 27 年 12 月 10 日	石積出・桝形堤防・将棋頭	中井將胤文化財調査官現地指導
第２回	平成 28 年 3 月 3 日	ふるさと文化伝承館	全体計画検討、現地視察
	平成 28 年 11 月 10 日	桝形堤防	疋田真祐技師、花輪昌巳技師桝形堤防現地協議
第３回	平成 28 年 11 月 30 日	ふるさと文化伝承館	桝形堤防ゾーン整備案検討
	平成 29 年 2 月 20 日	桝形堤防	北野委員、疋田真祐技師、花輪昌巳技師、桝形堤防・将棋頭ゾーン整備案検討
第４回	平成 29 年 2 月 21 日	ふるさと文化伝承館	将棋頭ゾーン整備案検討
第５回	平成 29 年 6 月 30 日	ふるさと文化伝承館	石積出ゾーン整備案検討
	平成 29 年 7 月 6 ～ 7 日	石積出	北野委員石積出ゾーン整備案検討
	平成 29 年 12 月 6 日	文化庁	中井將胤文化財調査官整備計画案指導
	平成 30 年 1 月 5 日	南アルプス市教育委員会	花輪昌巳技師と桝形堤防整備案検討
	平成 30 年 1 月 11 日	ふるさと文化伝承館	北野委員整備計画全体について検討
第６回	平成 30 年 1 月 12 日	ふるさと文化伝承館	整備計画全体について検討
第７回	平成 30 年 2 月 16 日	ふるさと文化伝承館	整備計画全体について検討
	平成 30 年 2 月 27 日	南アルプス市教育委員会	臨時教育委員会において本計画を承認

２．市民との意見交換

市教育委員会文化財課が進めるふるさと◯◯（まるまる）博物館事業の一環として、行政、市民が一体となって３つのワーキンググループを作り、地域資源の再発見と保護、まちづくりへの活用を話し合った。その一つ「御勅

委員会の開催状況

委員による現地踏査

委員による現地踏査

使川フィールド班」は、アウトドアガイド、ＪＡ職員、農家、山梨県文化財担当職員、本市都市計画課・文化財課職員で構成され、地域住民と話し合いをもちながら史跡をはじめとする地域資源をフィールドワークし、まちづくりにおける活用を議論した。平成 28 年 7 月 24 日には市民に向けて、ワーキンググループの成果発表会を行った。また、市教育委員会文化財課では都市計画課と共催で、「御勅使川ぶらーり歴史さんぽ」と題し、史跡を中心にした文化財めぐりを毎年実施している。平成 28 年度および平成 29 年度は石積出、桝形堤防と六科将棋頭などを散策し、史跡整備についてのアンケート調査を実施した。

第５表　ふるさと◯◯（まるまる）博物館ワーキンググループ「御勅使川フィールド班」

回数	開催年月日	場所 / 活動	参加者
1	平成 28 年 7 月 3 日	石積出、水宮神社などフィールドワーク	8 人
2	平成 28 年 7 月 7 日	御勅使川にかかわる文化財とまちづくりのワークショップ	9 人
3	平成 28 年 7 月 18 日	桝形堤防・徳島堰・六科将棋頭、討論	7 人
3	平成 28 年 7 月 24 日	３つのワーキンググループによる歴史資源に関する発表会	40 人

第６表　御勅使川ぶらーり歴史さんぽ

回数	開催年月日	場所 / 主な内容	参加者
1	平成 28 年 10 月 2 日	下条南割将棋頭・桝形堤防・六科将棋頭 / 稲刈り体験	47 人
2	平成 29 年 9 月 24 日	石積出・桝形堤防・六科将棋頭 / 高所作業車から史跡を見学	40 人

◯◯博物館ワーキンググループ
フィールドワーク

◯◯博物館ワーキンググループ
発表会

御勅使川ぶらーり歴史さんぽ

第４節　関連計画との関係

本史跡整備基本計画に関係する南アルプス市の関連計画を下記に示す（第１図）。

１．『第２次南アルプス市総合計画・第２次・第３次実施計画』

総合計画は本市の長期的なまちづくりを総合的、計画的、具体的に進めていくための基本計画である。平成 15 年４月１日に６町村が合併して南アルプス市が誕生したのに合わせ、第１次総合計画が策定された。その後、平成 27 年度に第２次南アルプス市総合計画が策定された。総合計画は「基本構想」（平成 27 ～ 36 年度）、「基本計画」（前期：平成 27 ～ 31 年度、後期：平成 32 ～ 36 年度）、「実施計画」（３カ年、年度ごと見直し）により構成されている。史跡整備については総合計画施策の大綱４「心豊かな人と文化をはぐくむまちの形成」、「基本計画」の施策 20「歴史・伝統文化の振興」の重点事業として「史跡などの整備」が掲げられ、「第２次実施計画（平成 28 ～ 30 年度）」および「第３次実施計画（平成 29 ～ 31 年度）」で「国指定史跡御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）整備事業」が位置づけられている。

２．『南アルプス市教育大綱』

本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針である。期間は平成 27 年 12 月１日から平成 31 年３月末日までであり、社会や経済の状況等によって見直しが行われる。「郷土に愛着と誇りを持ち、たくましく豊かな心を育む人づくり」を理念とし、基本方針の４

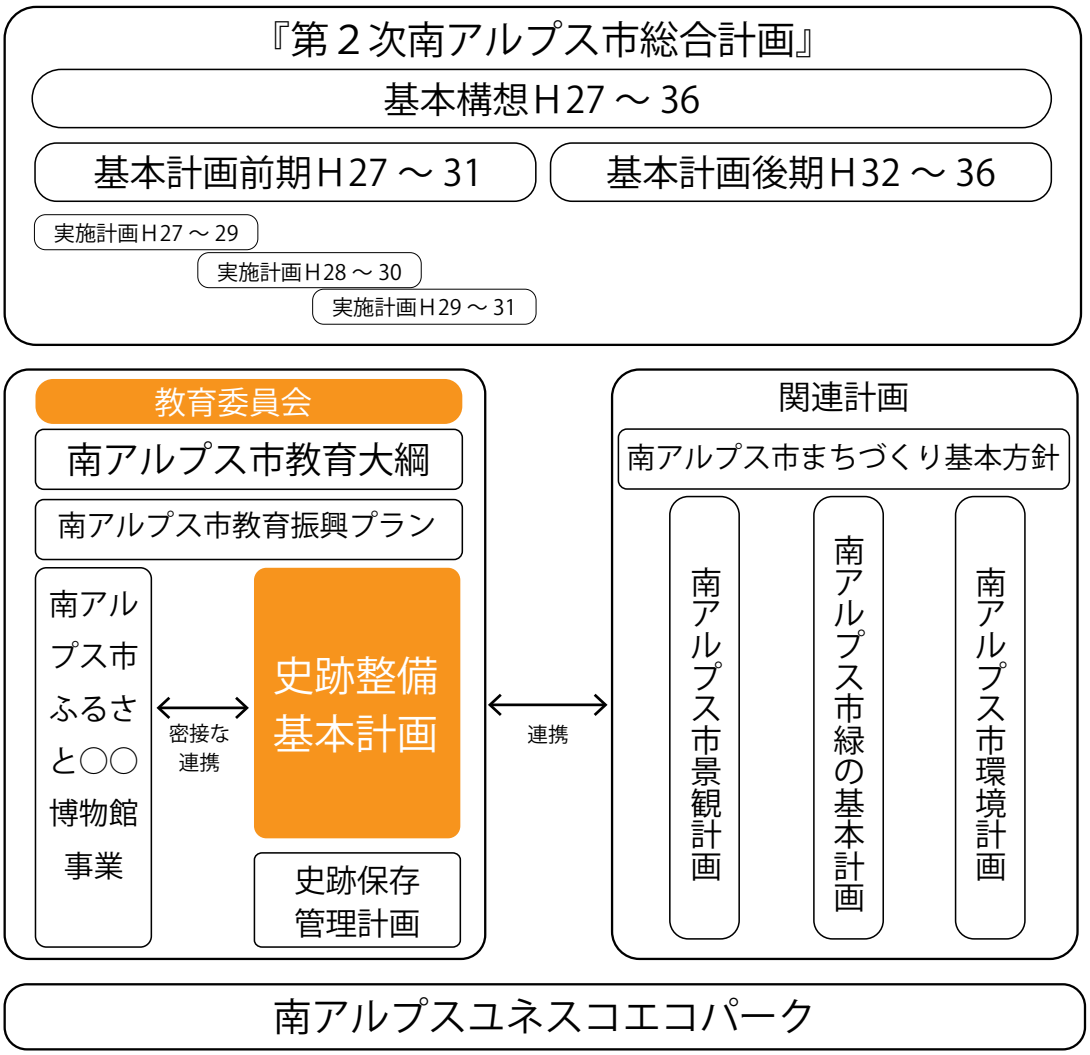

※Ｈ 27 などは年度を表す

第１図　史跡整備基本計画と市関連計画関係図

番目に「地域資源や伝統文化を活かしたふるさと教育の推進」が掲げられている。

３．『南アルプス市教育振興プラン』

本計画は、教育基本法第 17 条第２項の規定に基づき策定した「本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画（平成 29 ～ 33 年度）」であり、教育大綱の実施計画でもある。３つの基本目標の一つ「郷土の歴史・伝統文化の振興」の中の施策の柱②ふるさと教育の推進に国史跡「御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）の整備事業」が位置づけられている。

４．『南アルプス市まちづくり基本方針（都市計画マスタープラン）』

本市の適正で持続的な発展を支えるまちづくりの方針として平成 19 年に策定された。本方針は、総合計画の理念を補い、具体化していくための、総合的、一体的に定める都市空間（土地利用・都市施設、地区の整備・開発・保全等）の将来像、実現策、ルール等を定めたものである。基本方針のひとつに「歴史・文化にふれあえるまちづくりの方針」があり、その基本目標に「南アルプス市固有の歴史・文化にふれあうことのできるまちづくりを進め、本市の歴史を広くＰＲし、伝統と新しい文化の調和した個性が光る魅力的なまちづくりをめざします」とある。また、基本方針の「歴史・文化資源を保全・活用します」の中の地域における歴史・文化まちづくりの主要資源に史跡御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）が位置づけられている。

５．『南アルプス市環境計画』

「南アルプス市環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された計画である。計画の中で定められた５つの「望ましい環境像」の４番目、「歴史的・文化的資源を保全し、自然と調和した景観づくりに取り組むまち」の基本目標「歴史的･文化的景観を守る」ための具体事業として「全国に誇る御勅使川の歴史遺産の保全と活用」が挙げられ､「芦安堰堤などの堰堤群、信玄築堤の伝承を持つ将棋頭や石積出、農業灌漑用水である徳島堰」など、御勅使川の歴史遺産の保全を図るとともに、歴史公園化等の活用策を検討します」とあり、史跡の保全と活用が位置づけられている。

６．『南アルプス市景観計画』

本市が市民、観光客、事業者と協働して積極的に景観まちづくりを進めていくため、景観法に基づき「南アルプス市景観まちづくり条例」および「南アルプス市景観計画」が策定された。景観計画の基本理念に「奥ゆかしさと本物を誇る風景づくり」を掲げ､その理念を実現するため設定された景観形成の目標の一つに「自然・歴史風土に根ざした風景づくり」が設定されている。また、市全体の景観形成方針で「歴史文化的景観の形成方針」が挙げられ、特徴的な歴史文化的景観ゾーンとして史跡が立地する「御勅使川ゆかりの文化的景観ゾーン」が位置づけられ､具体的に「全国に誇る御勅使川の歴史遺産の保全と活用」が明記されている。さらに、エリア別の景観形成方針でも「御勅使川の歴史遺産や文化財を活用した景観づくり」が明記されている。加えて、景観形成推進ゾーンの方針で設定された 10 箇所のゾーンの一つに「御勅使川歴史的景観ゾーン」が挙げられ、その目標として「御勅使川ゆかりの歴史文化的なゾーン、南アルプスへ誘う景観軸として、自然と歴史文化が融合した魅力的な景観づくり」が掲げられている。

７．『南アルプス市緑の基本計画』

「都市緑地法」に基づき、本市の緑についての将来像や緑のまちづくりの基本的な方向性を定めたもので、平成 19 年に策定された。基本方針の一つとして「ふるさとの貴重な自然や風景を守り、次代につたえていきます」と掲げられ、その将来像実現のための 21 のプランの７番目に「重要な遺産である歴史・文化的景観を守る」があり、緑の文化財の保全と活用が、史跡についても挙げられている。また、地区別の緑のプランでは、八田地区で「御勅使川の文化・歴史遺産の保全と里づくりへの活用を図ります」、白根地区で「御勅使川ゆかりの歴史遺産の保全と里づくりへの活用を図ります」とあり、両地区において史跡や周辺の文化遺産と連携した緑地整備や歩行者ルートの整備、史跡公園化の検討などが盛り込まれている。

８．『南アルプス市ふるさと〇〇（まるまる）博物館事業』

本市教育委員会が進める事業である。市内に存在する歴史資源、また、歴史資源に集う人々をつないで市全体をまるごと博物館と見立てたもので、まちまるごと博物館という取り組みであり、とりわけ史跡はその中核をなす。さらに、本市の重要なテーマとして「水にかかわる歴史や文化」があり、このテーマに対しても地域の古文書や口承伝承、建造物等の悉皆調査を平成 29 年度から開始している。史跡整備事業はふるさと〇〇（まるまる）博物館事業と密接に連携して実施される事業である。

９．『南アルプスユネスコエコパーク』

ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的として、ユネスコが開始したもので、地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然に学ぶと共に、文化的にも経済・社会的にも持続可能な発展を目指す取り組みである。平成 26 年、本市を含む山梨、長野、静岡の３県 10 市町村にまたがる南アルプスが登録承認された。ユネスコエコパークは多くの動植物が成育し法的にも厳しく保護されている「核心地域」、核心地域のバッファーの「緩衝地域」、そして人々が居住し、自然環境の保全と調和した持続可能な地域社会の発展のためのモデルとなる「移行地域」の３つで構成され、史跡は「移行地域」に立地している。ユネスコエコパークによる新たな法律や規制はないが、史跡は御勅使川の自然と調和したり対峙したりしてきたこの地の文化の象徴でもあり、エコパークの取り組みを進める上で密接な関係を持つ。

第５節　計画決定の経過

本整備基本計画は、第３節のとおり保存整備委員会で審議し、文化庁文化財部記念物課の指導、山梨県教育委員会教育庁学術文化財課および韮崎市教育委員会教育課の助言を受けて原案を作成した。平成 30 年 1 月 22 日に市長以下本市執行部に史跡整備計画を説明し、最終的には平成 30 年 2 月 27 日開催の臨時教育委員会において、本計画について承認を得た（「南アルプス市史跡御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）整備基本計画について」議案第 40 号）。

第２章　計画地の現状

第１節　自然的環境

御勅使川は、巨摩山地のドノコヤ峠（約 1,518 m）の東麓に源を発し、山地を流下して塩前付近で平地に入り、南アルプス市の北側を東流して釜無川に合流している。総延長 18.78km を測る。御勅使川は古くから暴れ川として有名で、巨摩山地の山々を削ることで大量の砂礫を供給し、下流の甲府盆地西部に東西 7.5km、南北 10km、面積約 49㎢にわたる御勅使川扇状地を形成している（第２図）。扇状地は主体が砂礫のため地下水位が低く、水の乏しい乾燥した土地となる。御勅使川扇状地の扇央部に位置する上八田・西野・在家塚・上今井・桃園・吉田・小笠原の集落は、近世には「原七郷」と呼ばれ、「お月夜でも焼ける」と言われるほど水の獲得に苦労した地域であった。そのため、主な生業は木綿や煙草を作り出す畑作が主体で、江戸時代にはこの産物を行商で売る生活様式が特徴となっていた。現在は灌漑水路の整備が進み、水はけのよい土地であることを利用して葡萄や桃、サクランボなど果樹栽培が盛んである。

この日本有数の扇状地を造りだした御勅使川は、現在でこそ河道が固定されているが、過去に流路の変更を繰り返してきた。現在、南アルプス市北部を東西に走る県道甲斐芦安線が、明治 30 年（1897）まで御勅使川流路であったことは広く知られている。この流路はかつて地元で「前御勅使川」と呼ばれ、明治 31 年（1898）に徳島堰から将棋頭まで「石縦堤」が築かれ廃河川となるまで、御勅使川の流路の一つであった。昭和に入り「四間道路」が整備され、その後高度経済成長期の開発の波をうけるまでは県道沿いに旧堤防が残り、家屋も少なく川としての面影を残していた。遺跡の分布状況や庄名の研究等から、戦国時代にはすでに前御勅使川が流れていたことは確実視されている（畑 1997）。前御勅使川の流路上では、運搬された砂礫によって浸食崖が埋め立てられ、下流には小扇状地が形成され、一定期間御勅使川の本流であったことがうかがえる。前御勅使川以前の流路については、昭和 44 年（1969）に刊行された『白根町誌』で有野から西野を経由し現在の白根高校付近に至るルートがすでに図示されている。1990 年代に入ると市内を南北に貫く中部横断自動車道に伴う試掘確認調査や航空写真からの研究によって科学的な証拠が提示され、現在では旧流路の具体的な変遷がわかりつつある（保坂 1999、2002a）。たとえば百々に位置する百々遺跡の発掘調査から、この流路は平安時代から中世にかけて本流であったと推測されており、「御勅使川南流路」と仮称されている（川﨑 1994）。また近年では、市内の遺跡の発掘調査結果や遺跡分布から「御勅使川南流路」よりさらに南に旧流路の存在が複数指摘されている（今福 2004b）。

第２節　歴史的環境

１．信玄伝承の治水施設

御勅使川は古くから暴れ川として有名で、いくつもの治水施設が造られてきた。とりわけ戦国時代の武田信玄による御勅使川・釜無川の治水事業は全国的にも著名で、数々の歴史書や土木工学書でもふれられている。それらは江戸時代にまとめられた地誌『甲斐国志』（1814）の以下の記述に依拠している。

「武田信玄ノ時ニ至リ大ニ水役ヲ興シ下条南割村ニテ岩ヲ鏟鑿スルコト広十八歩上流駒場・有野ニ石積出ヲ置キ駿流ヲ激シテ斜ニ東北ヘ向ハシム対岸ハ竜王村ノ赤岩ナリ　一名高岩又六科村西ニ圭角ノ堤ヲ築キ流ヲ両派ニシテ以テ水勢ヲ分ツ是ヲ将棋頭ト云其突流シテ釜無河ニ会スル所ニ大石ヲ並置テ水勢ヲ殺グ釜無河ノ水ト共ニ順流シテ南方ニ趣カシム於是暴流頓ニ止ミ竜王村ノ堤ヲ築テ村里ヲ復スルコトヲ得タリト云」（巻之三十一　山川部第十二　巨麻郡西郡筋）

上記の資料には、武田信玄の時代に「石積出」や「将棋頭」、「堀切」、「十六石」などの諸施設が整備され、御勅使川と釜無川の総合的な治水事業が行われた内容が記述されている。これが「石積出」や「将棋頭」が

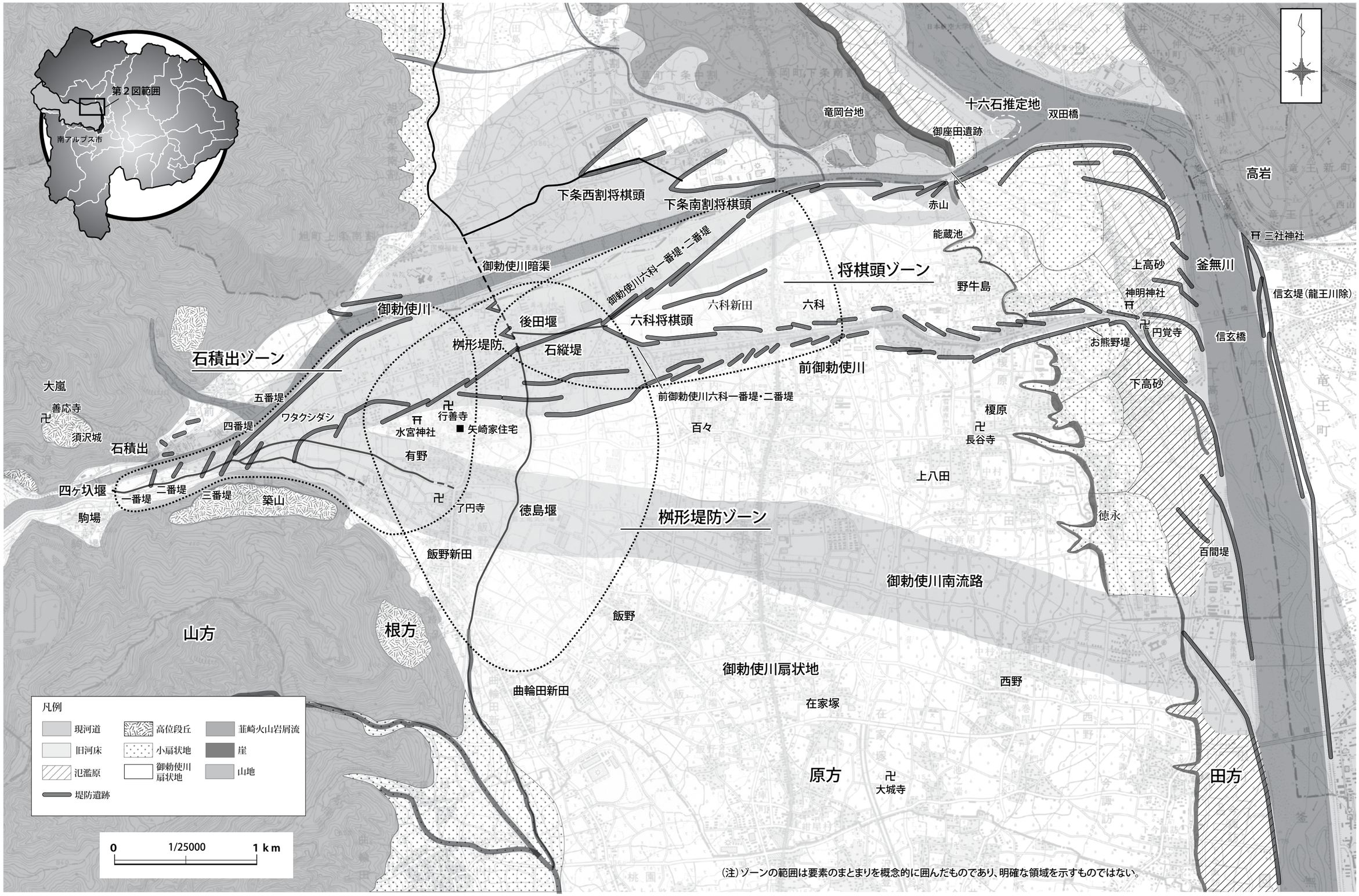

第２図　地形分類図および史跡等位置図

武田信玄による史跡と言われてきた所以である。しかし戦国時代の資料に「石積出」や「将棋頭」の記述が見られず、発掘調査によっても戦国時代の構築を裏付ける結果がでていないことから、諸施設の構築時期や役割について 1980 年代後半から疑問が投げかけられ、再考が続いている（畑 1988、2007、笹本 1998）。以下では近年の研究成果をもとに、主要な治水施設の概要を見ていきたい。

２．石積出

石積出は御勅使川扇状地扇頂部に築かれた堤防で、現存する一～五番堤の内、一～三番堤が将棋頭とともに国の史跡に指定されている。『甲斐国志』では信玄の時代に、水流を北東へ向けるために設置したとあるが、絵図や史料から判断してその目的は、有野の水田や集落、さらに御勅使川扇状地に立地する村々を守るためであったことが指摘されている（畑 1988）。近世において、石積出を含めた有野村の堤防が決壊すると、洪水流が御勅使川の旧流路に流れ込み、吉田村や寺部村など、御勅使川から遠く離れた集落にまで洪水被害が及んだ（「御勅使川氾濫流失高有野村書上覚」白根町誌編纂委員会 1969 所収等）。そのため、有野村は堤防補修工事の際に、下流の 21 ヶ村から人手を促す権利を幕府から許されており、有野の堤防は扇状地の村々共同で守られていたとも言える。また、有野集落の西端、扇状地のまさに扇頂部に位置する水宮神社（みずみやじんじゃ）は、水神を祀り治山治水を祈願する神社であり、夏に行われていた祭りの時には、同様に有野村の他、下流の 21 ヶ村が参加して水防を祈願したと伝えられている。なお、五番堤の下流には、近年まで地域で「ワタクシダシ」と呼ばれてきた堤防が存在した。「ワタクシダシ」は、石積出の破堤に備えるため、有野村の自普請によって守られてきたと考えられる堤防で、この地点が重層的に防御されてきたことを知ることができる（第２図）。

石積出一番堤の上流には御勅使川から取水する「四ヶ村堰」の取水口があり、ここで取水された水はこの堰を通り、石積出によって守られた有野、築山、飯野、飯野新田を灌漑している（※図版７- ５）。寛文年間の徳島堰開削以前は、飯野新田が立村していないため、三ヶ村を灌漑する「三ヶ村堰」と呼ばれていた。三ヶ村堰の開削時期は明らかとなっていないが、少なくとも近世においては治水施設である石積出と一体となって機能していたと考えられる。

現在残る石積出は、破損しては補修、改修が行われる治水施設の宿命から、明治、大正期に改修されたもので、三番堤の根固めには、木材を井桁状に組み、中に石を詰めて沈床とする「木工沈床（もっこうちんしょう）」が用いられている。木工沈床は明治時代にオランダの技術者が伝えた「粗朶沈床（そだちんしょう）」を小西龍之介が改良して考案した工法と言われ（眞田 1932）、西欧の工法を反映した近代日本の土木技術が石積出にも使用されている（参考史料１）。

四番堤は平成 17 年度に浄水場排泥池及び濃縮槽建設工事に伴う緊急の発掘調査が行われ、その構造の一部が明らかとなった。堤防の基礎には丸太を梯子状に組んで堤体の沈下を防ぐ梯子土台（はしごどだい）が設けられ、川表側には 80cm 前後の石を用いた石積が施されコンクリートで固定されていた。根固めには三番堤と同様に木工沈床が用いられ、その川側には、鉄線蛇籠（てっせんじゃかご）が縦に並べられている構造で、明治時代末から大正時代に施工されたものと推測されている（図版６）。

一番堤と二番堤の間、また二番堤と三番堤の間等の堤間地については、昭和初期に現行堤防ができると堤外地となり、それ以降に国有地からの払い下げが行われ、埋め立てられて畑地等になった（図版１- １）。

３．六科将棋頭

六科将棋頭についても、『甲斐国志』の記述に依拠した研究が再考されつつある。構築時期は、戦国時代の史料に記述が見られないことや、発掘調査によっても戦国時代の構築を裏付ける結果がでていないことから、現在その初現を明確に示す証拠は得られていない。将棋頭の役割については、『甲斐国志』に書かれた水流を二分することに加えて、扇状地上に耕地や村落を確保し、これらを水害から守るものであることが指摘されている（畑 1988）。実際、将棋頭内には後述する徳島堰（とくしませぎ）から導水した水で作られた六科村の水田が広がっていることから、六科村の集落やさらに下流の野牛島（やごしま）村や上高砂（かみたかすな）村を守る役割が推測され、現在ではその説がほぼ定説化しつつある。明治 29 年（1896）の御影（みかげ）村（六科村、野牛島村、上高砂村が明治８年

※・・・本節で取り上げる（参考史料□）、（図版□）は、『史跡御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）保存管理計画書』の参考史料と図版番号である。

に合併）の水害状況を描いた絵図（参考史料８- ２）には、将棋頭のやや下流の堤防が決壊し、洪水流が六科を越えて野牛島の北を東流し、上高砂の集落を押し流した状況が描かれており、上記の説を裏付ける資料となっている。また、近世に描かれたと推測される年不詳の「巨麻郡六科村絵図（山梨県教育委員会 1986 所収　参考史料７- １）」を見ると、徳島堰から取水した水が将棋頭の堤内に導水され、東は韮崎道まで、現在の小字柳西、高塚、門脇、西原、堀向、北新田が灌漑され、水田耕作が行われていた状況を把握することができる。慶長６年（1601）の検地帳（八田村 1972 所収）では六科村に「田」の記載がなく、徳島堰の開削により初めて上記の地域で本格的な水田耕作が始められたと考えられることから、少なくとも徳島堰が開削される寛文年間には、六科の水田を守る堤防が整備されていたと推測できる。

４．徳島堰

御勅使川扇状地は水害が多発する一方で、砂礫が主体であるため地下水位が低く、常習の旱魃地域でもあった。そのため、扇状地に暮らす人々にとって水の獲得は最優先課題であり、水争いは戦後まで続けられてきた。徳島堰は、寛文年間に江戸深川の徳島兵左衛門（ひょうざえもん）によって計画された灌漑水路で、韮崎市上円井（かみつぶらい）の釜無川から取水し、南アルプス市の曲輪田まで約 17km を通水している。寛文５年（1665）に着工され、２年後の寛文７年には曲輪田の大輪沢まで約 17km の通水に成功したと言われる。しかし、その年２回の大雨により堰がほぼ埋まり、兵左衛門はこれまでの工事費等の保証金と引き替えに江戸へ帰り、事業は甲府藩が引き継ぐこととなる。甲府城代戸田周防守は堰の復旧工事を家臣の津田伝右衛門と有野の矢崎又右衛門（やざきまたえもん）に命じ、寛文 10 年に工事を完成させた。寛文 11 年、「徳島堰」と命名された新しい堰は、御勅使川扇状地全域を灌漑するまでには至らなかったが、六科や有野、百々、飯野の村々に新たな水田開発をもたらし、六科新田や飯野新田、曲輪田新田など新たな集落も促した。飯野新田には徳島堰の完成を祈願して兵左衛門によって建立された日蓮宗の了円寺（りょうえんじ）があり、兵左衛門夫妻の墓が建てられている（図版 14- ６）。また、有野には堰を完成させた矢崎又右衛門ゆかりの矢崎家住宅（市指定文化財）や菩提寺である行善寺（ぎょうぜんじ）が現在でも残されている。

５．徳島堰御勅使川暗渠と桝形堤防（ますがたていぼう）

徳島堰の開削工事にとって最大の難関は御勅使川の横断であった。当初、御勅使川の横断は、水路を掘り、盛った土の背に一間四方の板を並べ、板を牛枠で支える「板関」と呼ばれる工法が採用されたが、宝永３年（1706）の「水門掛樋埋樋調（三枝 1959 所収）」では「埋樋北七拾間、中七拾間、南七拾間、拾七間」など埋樋の記述が見られ、少なくとも宝永の初め頃までには埋樋への変更が行われていたことがわかる。

徳島堰の開削以後、六科村と野牛島村では御勅使川と村の位置関係から、徳島堰が御勅使川を横断する途中の河川敷の中に水門を設けざるを得ず、そこから将棋頭内へと導水し、下流に新田を開いた。この水門を守るため将棋頭状の堤防が必要となったと考えられ、明治 12 年（1879）の絵図（参考史料６- ２）をみると、六科村の二つの水門である後田（ごだ）埋箱樋と後田戸水門を守る堤防１基、その北側に野牛島の後田戸水門を守る堤防１基が描かれている。さらに北側にもう１基描かれているが、これは水門ではなく御勅使川を横断する埋樋中七拾間樋と南七拾間樋間を保護する役割を持つ堤防と考えられる。絵図の作成年は不詳だが、これによって３基の堤防の形状・規模が異なっていたことが判読できる。また、同じく作成年不詳の「水下二十二ヶ村川除堤修覆絵図（参考史料３- １）」には、桝形堤防と推測される三角形の堤防の川表側に水制（すいせい）と思われる印が描かれており、一定期間、枠や牛類などが設置されていたと考えられる。現在、地上で確認できるのは六科村の水門を守る堤防のみであり、参考史料２の大正９年（1920）「御勅使川徳島堰埋樋改修」によれば「徳島堰営造物改造ノ為中巨摩郡源村有野地内字新田区域御勅使川流域ノ南端枡形堤防ヨリ積隆堤防トノ間」とあり、六科村の後田水門を守る堤防が「桝形堤防」と呼ばれていたことがわかる。なお、六科の後田水門から取水された水は用水路を通り下流の六科将棋頭内へ通水されている。『中巨摩郡志（中巨摩郡連合教育会 1928）』によれば、六科のこの用水路を「六科用水渠」、野牛島の用水路を「後田渠」として解説している。しかし、慶応４年 (1868) の徳島堰の絵図（参考史料６-1）には野牛島の樋口として「後田戸水門」、六科の樋口として「後田樋口」「同所（後田）戸水門」とある。つまり、近世から幕末まで野牛島

村と六科村の樋口は「後田」と呼ばれており、この水門から下流へ引く水路も同じ名称であったと考えられる。

第３節　社会的環境

１．人口

山梨県の人口は平成 22 年（１月１日付け、以後１月１日時点）で 868,497 人、平成 30 年では 823,079 人で８年間で約４万５千人減少している。一方、本市の人口は平成 22 年で 72,493 人、平成 25 年で 71,871 人、平成 28 年で 70,760 人、平成 30 年では 70,337 人と減少傾向となっている（グラフ１）。県全体の減少率から考えると、比較的ゆるやかな減少傾向とも言えるが、史跡が立地する区域の小学校児童数を、平成 15 年度を基準として見ると平成 29 年度には白根飯野小学校が約 77%、八田小学校が約 65%、白根源小学校が約 52%に減少している（第７表）。一方で白根百田小学校では約 103% とほぼ横ばいであった。史跡整備において、今後周辺地域での人口減少を視野に入れて計画・整備を行うことが必要である。

グラフ１　南アルプス市人口の変遷（各年１月１日　山梨県常在人口甲調査から作成）

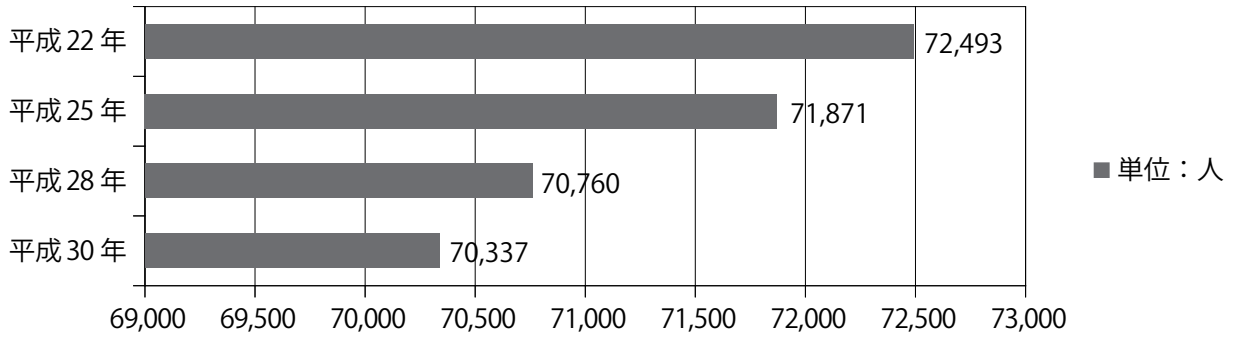

第７表　児童数の推移

（人）

小学校名	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
八田	539	555	547	539	530	521	509	495	493	462	439	428	412	374	351
白根源	219	202	190	179	172	172	175	170	164	166	154	135	123	115	113
白根飯野	331	347	357	365	359	345	350	344	336	314	300	281	271	262	254
白根百田	343	324	342	352	347	359	382	401	391	399	399	379	365	370	355

（各年５月１日現在　＜平成 29 年南アルプス市行政資料から抜粋＞）

２．産業

平成７年から平成 27 年までの国勢調査を基に大分類での産業別就業者数を見ると、第３次産業が最も多く 57%、第２次産業が 31%、第１次産業が 10% である（グラフ２）。さらに細かく産業別で見ると、サービス業が 31%、製造業が 24%、卸売業・小売業が 14%、農業が 10%、建設業が８％であり、現在、本市ではサービス・製造業に従事する人だけで 55% を占める（『平成 29 年度南アルプス市行政資料』）。

平成 29 年度南アルプス市行政資料によれば、商店数は平成 14 年の 696 に比べ平成 26 年は 490 と減少しているが、産業別事業所数を見ると平成 16 年の 2,617 に対し平成 26 年は 2,905 と増加している。とりわけ運輸業、不動産業、サービス業の伸び率が高い。卸売・小売業からサービス業などへ商工の構造が変化しつつある（第８表）。

グラフ２　産業別就業者の構成図　従業員数：36,101 人（平成 29 年度南アルプス市行政資料）

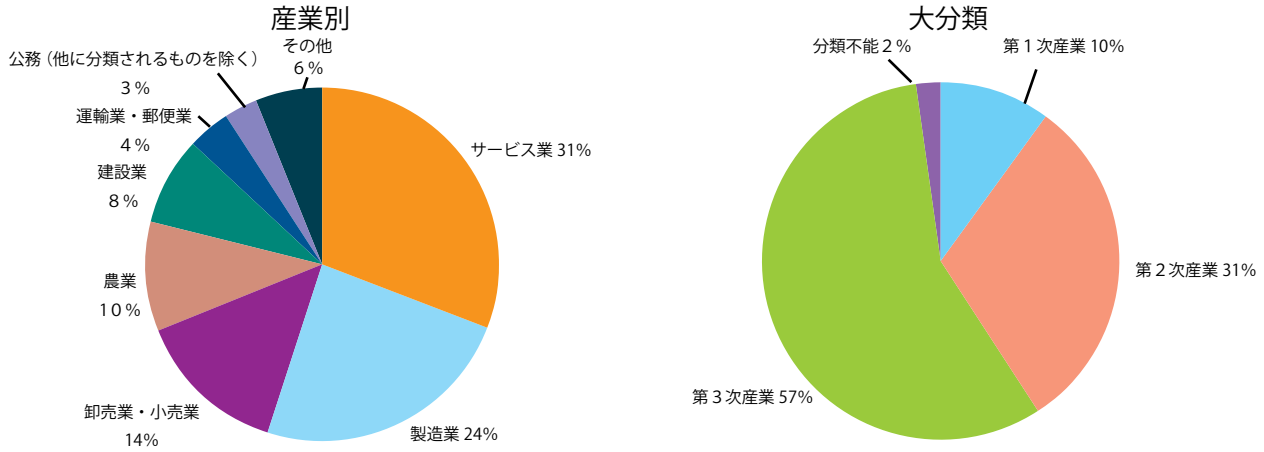

第８表　産業別事業所数（平成 29 年度南アルプス市行政資料）

（各年10月1日）

年	総　数	農林漁業	鉱　業	建設業	製造業	電気ガス熱供給水道業	情　報通信業	運輸業	卸　売小売業	金　融保険業	不動産業	サービス業	公務(他に分類されないもの)
平成16年	2,617	8	6	404	356	1	8	47	645	27	91	1,024	－
平成18年	2,838	7	5	377	369	3	8	55	648	26	87	1,223	30
平成21年	3,084	13	2	397	382	6	17	102	690	32	132	1,280	31
平成24年	2,784	9	5	364	362	3	12	95	619	30	131	1,154	－
平成26年	2,905	15	3	357	353	6	15	100	613	30	132	1,252	29

（資料：H18まで事業所企業統計調査、H21から経済センサス基礎調査・活動調査）

本市の基幹産業のひとつである農業は、昭和 30 年代以降、モモ、スモモ、サクランボ、ブドウなどの果樹栽培を中心に発展し、その他稲作やキュウリ、トマトなどの野菜栽培、花きなどの栽培が行われてきた。しかし近年、農業従事者の高齢化、農業後継者の不足などにより、農業従事者や耕地面積が減少するとともに耕作放棄地も増加している。 こうした状況は史跡周辺の環境にも影響しており、六科将棋頭が守り、徳島堰の水が育てた稲が広がる水田景観は一部果樹や野菜畑に変わるとともに、耕作放棄地が年々増加する傾向にある。また、史跡周辺の耕作放棄地が太陽光パネルの発電場所へ転用されている例もあり、周辺景観との調和が課題となっている。

３．交通

本市には鉄道が整備されていない。そのため市外からのアクセスは、車か最寄駅である中央本線の塩崎駅、竜王駅（甲斐市）、身延線の東花輪駅（中央市）からタクシーを利用する。甲府駅からであれば路線バス、新宿からは本市を経由して身延まで通じている高速バスを使う方法もある。

史跡へのアクセスは、甲府駅から源行きバスで、将棋頭は「北新田入口」バス停、桝形堤防は「有野入口・わかば支援学校入口」バス停が利用できるが、石積出まではバス路線が伸びていない（第３図）。市内には公共交通機関の交通状況を改善するため、路線バス・高速バスと接続し、医療機関や商業施設、文化財等を巡回するコミュニティバスが運行されている。その中で１号車芦安線のルートは桝形堤防と石積出での乗降が可能であり、将棋頭へのアクセスも徒歩約 10 分の距離にある。このように路線バス、コミュニティバスでの史跡へのアクセスは可能であるが、いずれも本数が少なく、コミュニティバス間の接続の問題など利用上の課題がある（第４図）。

道路の交通網については、江戸時代、本市域には駿河と信州を結ぶ駿信往還が南北を貫いており、この街道が現在の市の幹線道路である県道韮崎南アルプス富士川線（旧国道 52 号線）となっている（第３図）。さらに中央自動車道と静岡県を結ぶ中部横断自動車道（甲西道路）も市内を南北に貫き、白根 IC、南アルプス IC の二ヶ所が市内へのアクセスポイントとなっている。中部横断自動車道が全線開通すれば、静岡方面からのアクセス時間は飛躍的に短縮されることになる。史跡（六科将棋頭）へのアクセスは白根 IC から車で約 10 分の距離である。

本市から東側に位置する甲府市や甲斐市、中央市へは釜無川を渡って複数の道路が通じており、とりわけ新山梨環状道路は中央市や甲府市南部、今後整備されるリニア中央新幹線駅と結ぶ基幹道路となっている。史跡が立地する地点は、北岳に代表される南アルプスの登山の玄関口である芦安地区と甲府方面を結ぶ県道甲斐芦安線上に位置している。南アルプスはユネスコエコパークにも登録されており、南アルプスの自然と環境および歴史を結ぶ登山観光のメインルート上でもある。

第３図　南アルプス市交通状況図

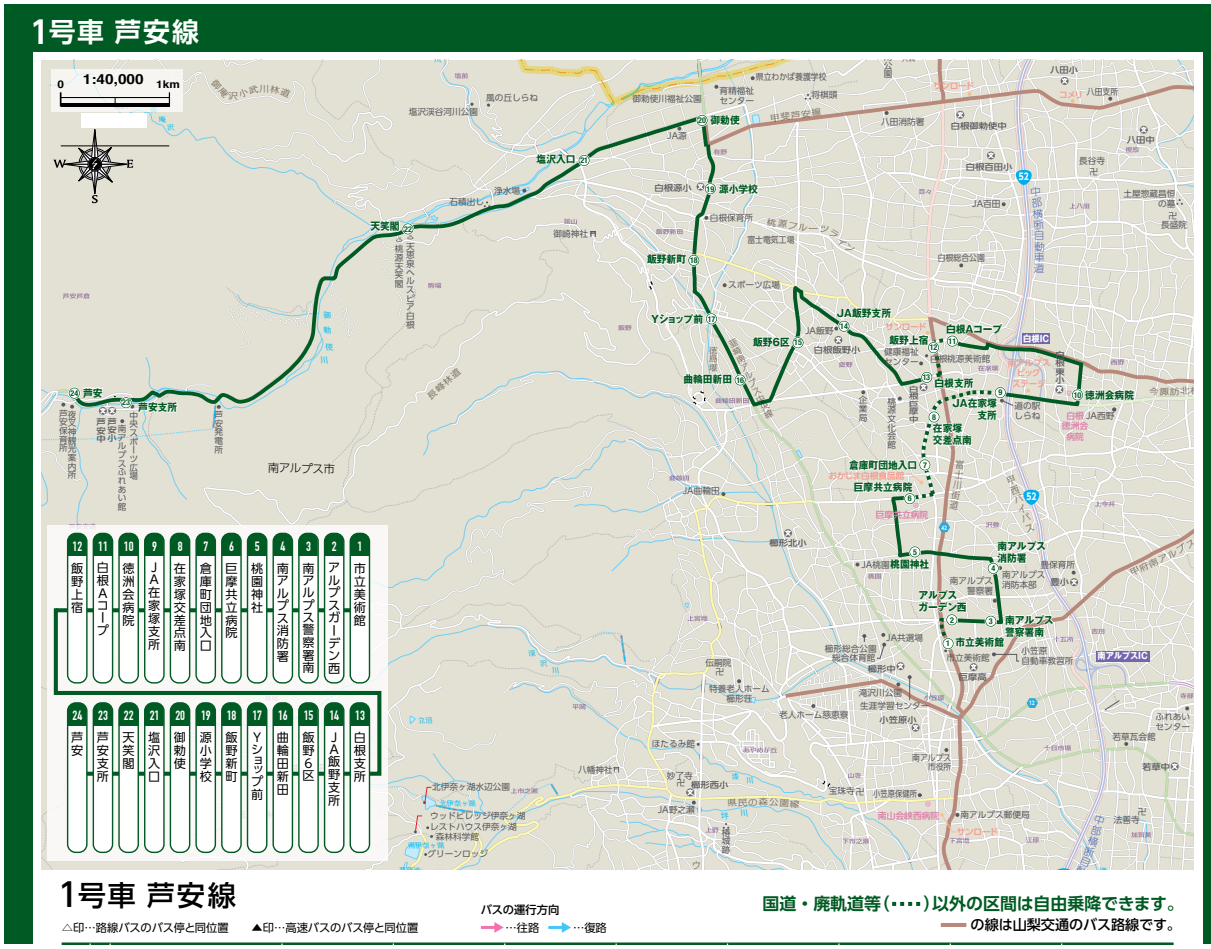

第４図　南アルプス市史跡周辺コミュニティバス１号車芦安線路線図（平成 30 年３月１日～）

４．土地所有者および土地利用

史跡の土地所有者は、国、県、市、民間など大きく４つに分かれる。民間は石積出二番堤の１筆のみで、後はすべて公有地である。石積出、桝形堤防、将棋頭それぞれのゾーンでの土地所有者と周辺の土地利用を第５図、桝形堤防の徳島堰御勅使川暗渠の権利関係を第９表に示す。

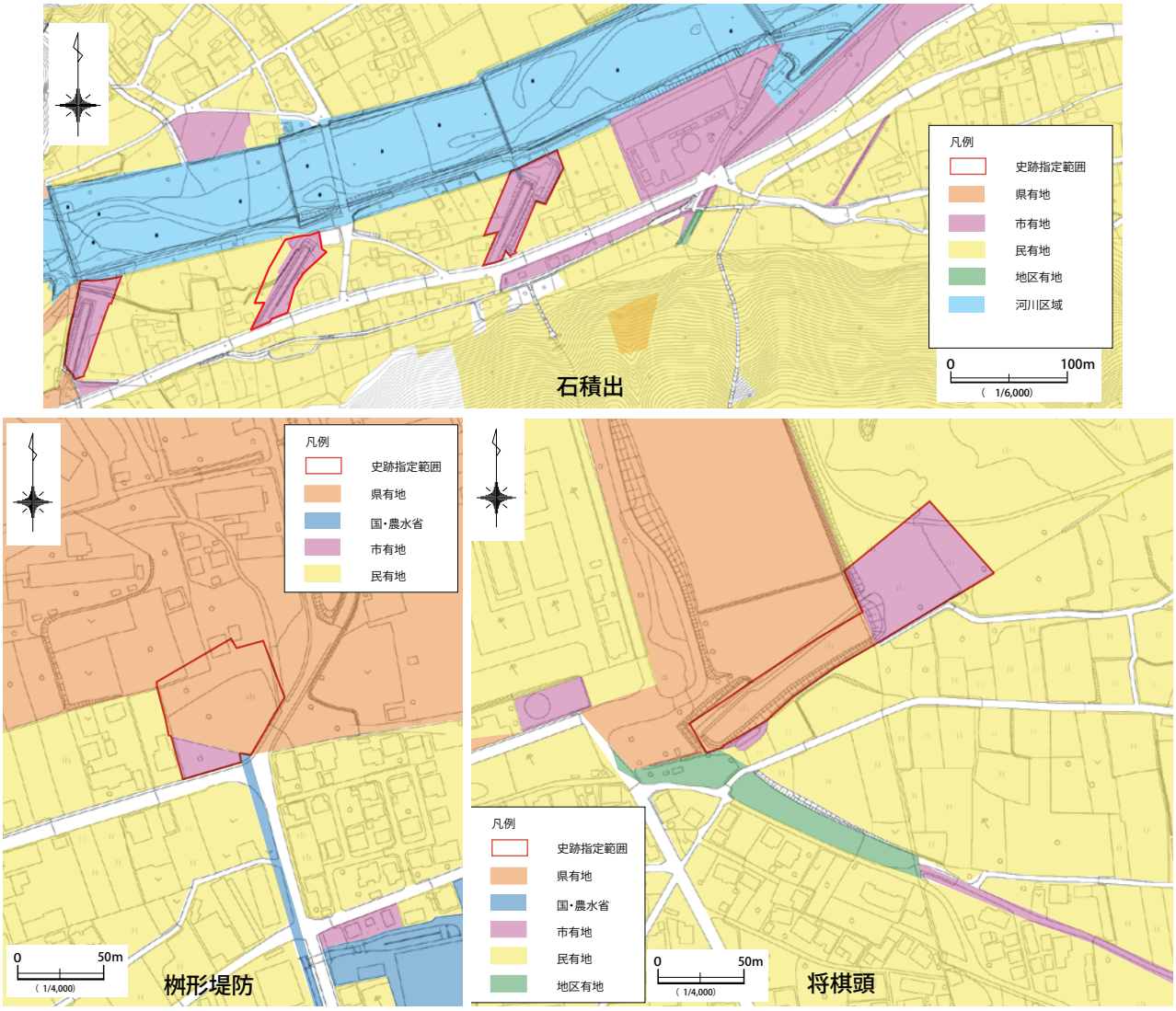

第５図　石積出・桝形堤防・将棋頭土地所有者一覧

第９表　ゾーン別土地所有者および史跡周辺の土地利用・水利権一覧

ゾーン		土地所有者	遺跡周辺の土地利用／権利関係
石積出		史跡内の堤防は市、二番堤１筆が民有地 堤体が続くと推測される指定地周辺は民有地 追加指定の候補地の四番堤は市有地	史跡北側：御勅使川河川区域 堤防間：水田や畑、個人住宅にも利用 二番堤西側：史跡の駐車場として利用
桝形堤防	堤体	史跡内の堤防およびその北側は県、堤防南側は市所有 堤体が続くと推測される西側は民有地	史跡北側：ほぼ県有地で障害者支援施設や御勅使南公園 史跡南・南東側：畑、アジア太平洋戦争後の開拓地・住宅街
	徳島堰御勅使川暗渠	史跡の土地は県、水路所有者は農林水産省	水利権：農林水産省 国からの徳島堰（暗渠）管理委託団体：徳島堰土地改良区 水利権使用団体（分水門の維持管理）：六科自治会農事部
将棋頭		史跡東側追加指定地：市 史跡および北側・将棋頭公園（北）：県 将棋頭公園（南）・前御勅使川六科一番堤：有野財産等管理運営協議会	史跡北側：県所有の障害者支援施設のグラウンド 北東側：法人所有の太陽光発電所 西側：将棋頭公園（南側は地区のリサイクルステーション） 南側：アジア太平洋戦争後の開拓地・住宅街 堤内地の水田地帯：一部畑地となっいる。民有地

５．法的規制

史跡周辺地での法的規制は以下の第 10 表、第６～９図のとおりである。また史跡周辺地域は、洪水や土砂災害が想定されている区域があり、第 10・11 図にハザードマップを掲載した。

石積出一番堤は金山沢の砂防指定地および本市洪水ハザードマップでは土石流危険区域となっている。さらに本市土砂災害ハザードマップでは石積出一番堤～三番堤まで土砂災害警戒区域に指定されている。

桝形堤防ゾーンは、文化財保護法以外に市全域が対象である景観計画区域内に該当する。ハザードマップでも洪水、土砂災害ともに指定区域ではないが、本来御勅使川の旧河川区域内に立地しており、歴史的には洪水が繰り返し起こった地域である。

将棋頭ゾーンは景観計画区域内で、堤内地は農業振興地域に指定されている。将棋頭とともに、その堤内地に作られた水田は歴史的景観でもあり、現状では農地として保護されている。しかし耕作放棄地の問題や六科地区でほ場整備の計画が進められており、史跡周辺の景観を保全する上で工事との調整が必要である。

第 10 表　史跡周辺地域における法規制区域

規制区域	担当課	図	概　　要
文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地	市文化財課	６・８図	御勅使川および前御勅使川沿いの堤防遺跡を中心として、周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。工事予定地が埋蔵文化財包蔵地に該当する場合、文化財保護法 93 条の届出、94 条の通知が必要
河川法に基づく河川区域	県中北建設事務所河川砂防管理課	７・９図	石積出一番堤～三番堤が御勅使川の河川区域に隣接。工作物の新築、改築、除去などを計画した場合、許可申請書の提出および許可が必要
砂防法に基づく砂防指定地	県中北建設事務所河川砂防管理課	７・９図	石積出一番堤西および北側が砂防指定地内。この地内で工事などを予定した場合、行為申請書および許可が必要
農地法に基づく農業振興地域	市農業振興課 市農業委員会	７・９図	石積出周辺や六科将棋頭堤内地が農業振興地域。この地域の農地を農地以外に使用する場合、農地転用の申請および許可が必要
南アルプス市景観まちづくり条例に基づく景観計画区域内（南アルプス市全域）	市建築住宅課 市都市計画課	―	石積出、桝形堤防、将棋頭の史跡は景観計画区域内の「田園居住地域」であり、開発行為や工事などの計画がある場合、届出が必要な場合がある。届出後、景観形成基準による協議が必要

第 11 表　史跡周辺地域における洪水・土砂災害ハザードマップ

マップ種類	担当課	図	概　　要
南アルプス市洪水ハザードマップ	市防災危機管理室	10 図	石積出一番堤西側を流れる周辺が南側急斜面の「土石流危険区域」となっている。
南アルプス市土砂災害ハザードマップ	市防災危機管理室	11 図	石積出一番堤～四番堤まで南側の急斜面が「土砂災害特別警戒区域（急傾斜）」、史跡全域が「土砂災害警戒区域（土石流）」となっている。

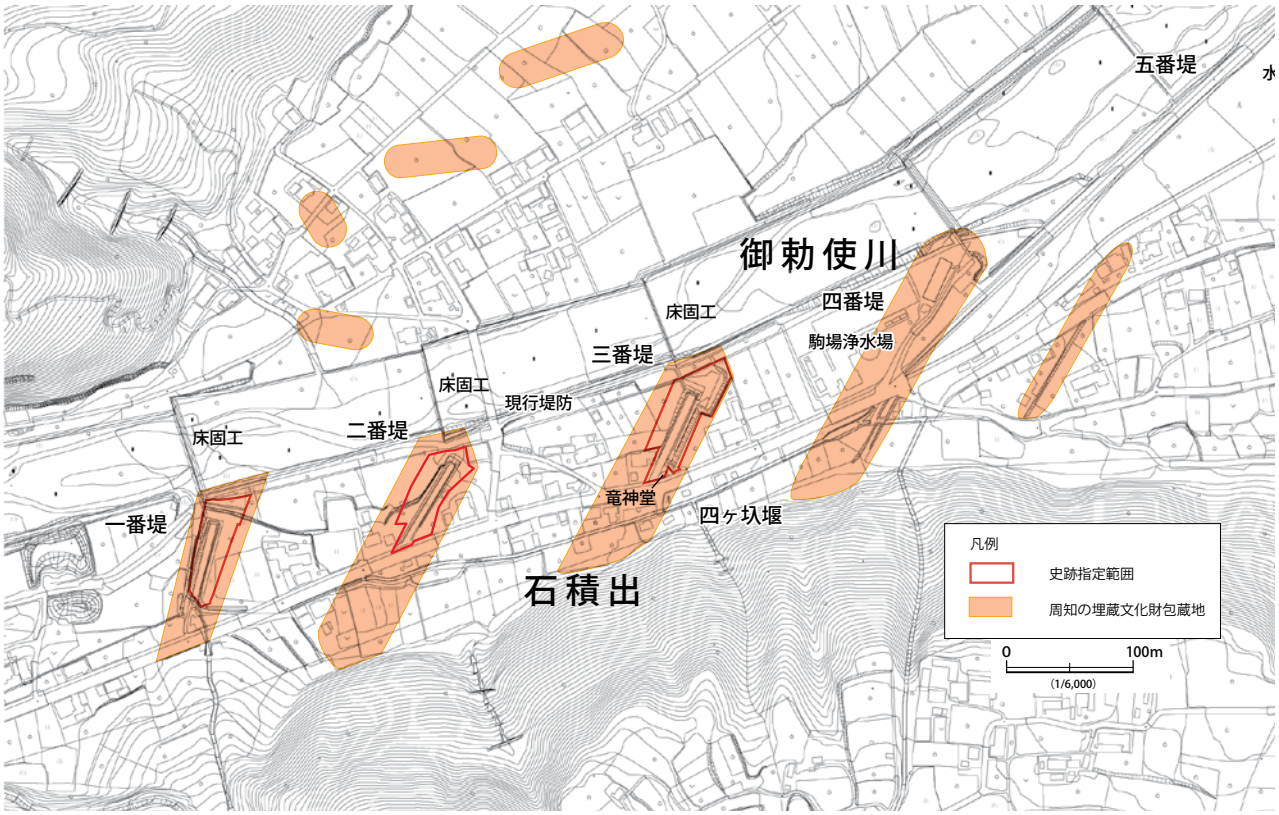

第６図　石積出ゾーン　文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地

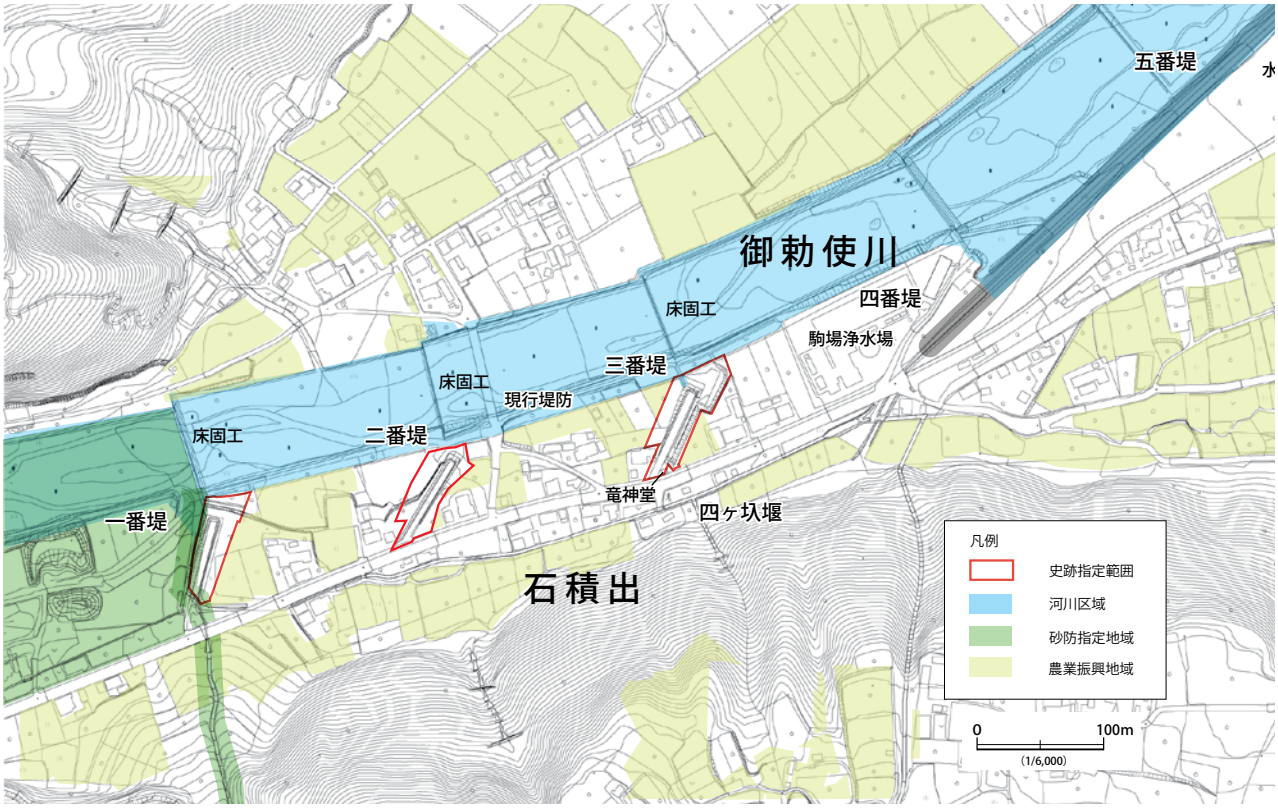

第７図　石積出ゾーン　河川法・砂防法・農地法に基づく規制地域

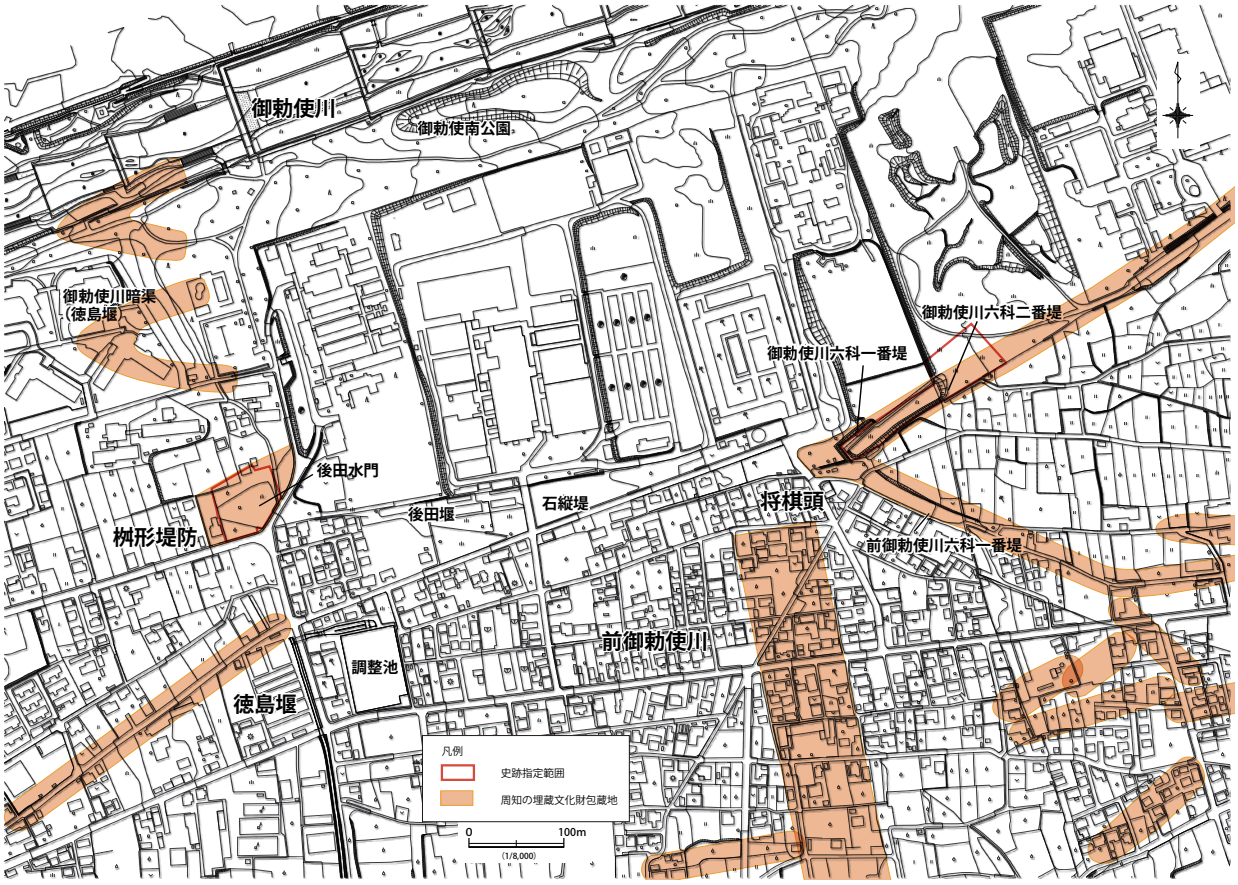

第８図　桝形堤防・将棋頭ゾーン　文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地

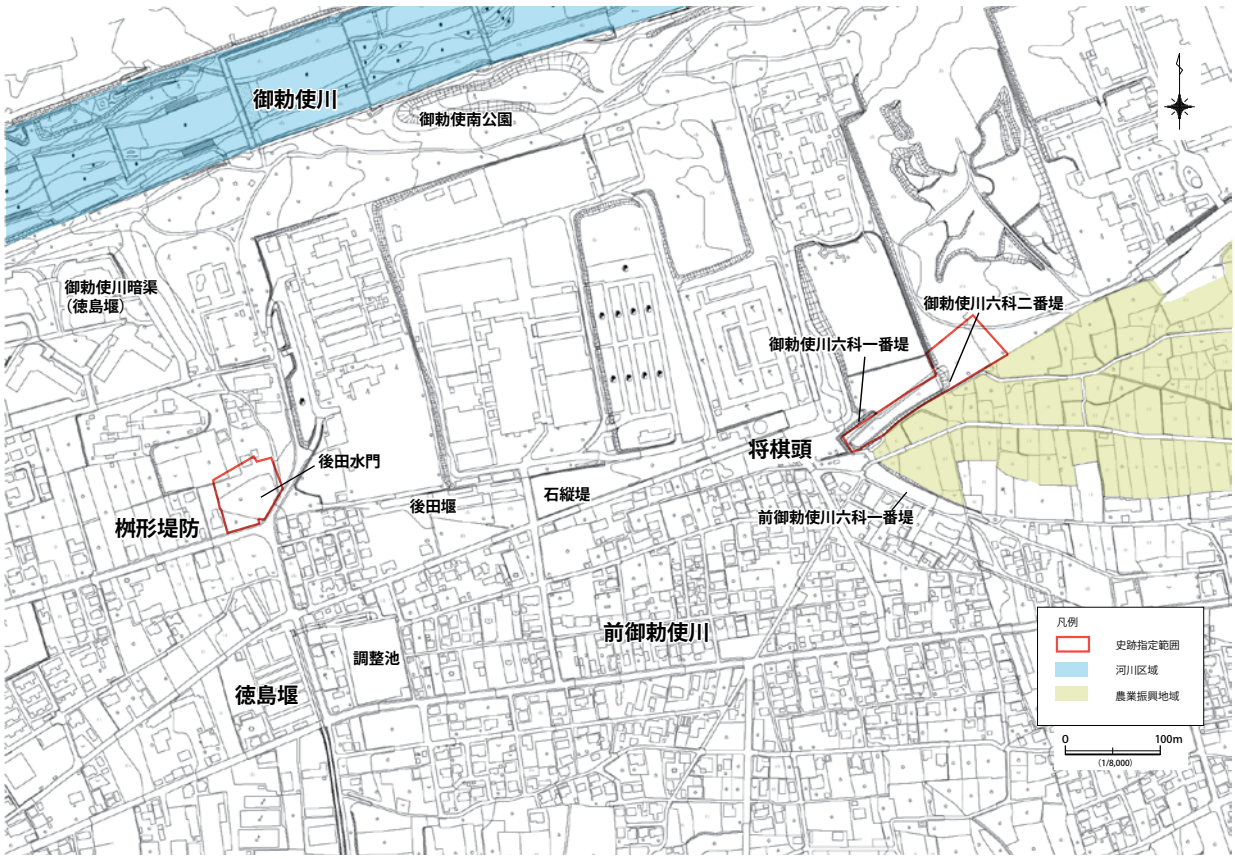

第９図　将棋頭ゾーン　河川法・砂防法・農地法に基づく規制地域

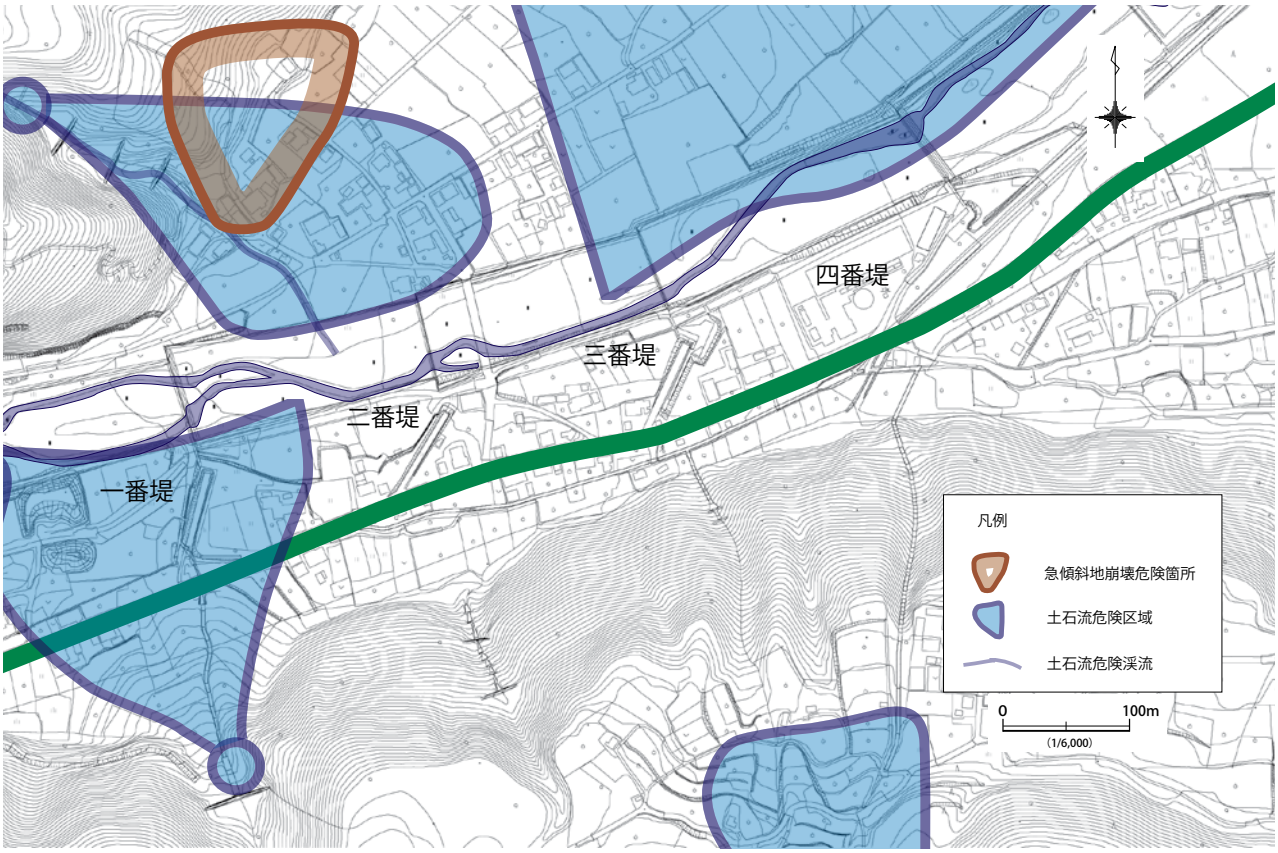

第 10 図　石積出ゾーン洪水ハザードマップ（市洪水ハザードマップ白根地区②をトレース・加筆）

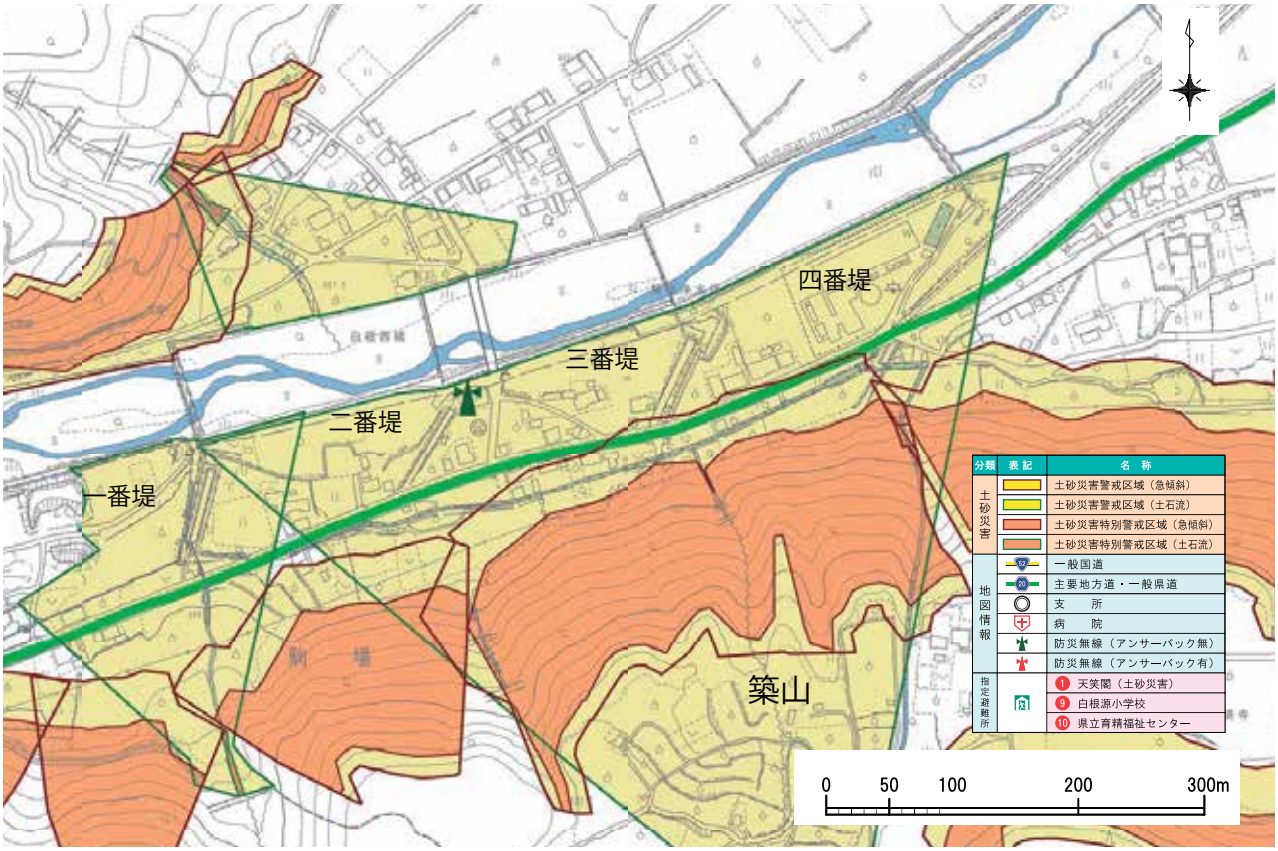

第 11 図　石積出ゾーン土砂災害ハザードマップ（市土砂災害ハザードマップ白根地区から抜粋・加筆）

6. 地域資源（文化財・観光・レクリエーション）

史跡周辺に立地する地域資源をゾーンごとに第 12 表に示す。またゾーン外では、信玄堤に代表される治水施設や砂防堰堤など、流域全体の治水・利水に深くかかわる歴史・文化資源を提示する（第 2 図・第 36 図）。

第 12 表　地域資源（文化財・観光・レクリエーション）一覧

		石積出	桝形堤防	将棋頭
地域資源	歴史文化的地域資源	**石積出四番堤・五番堤などの御勅使川旧堤防**：史跡周辺に存在。川裏側には水害防備林の痕跡が残る **上マチ・下マチ堰**：石積出付近から御勅使川の水を取水し、有野、築山、飯野、飯野新田を灌漑した水路 **駒場浄水場**：昭和 30 年代に造られた浄水場。常襲旱魃地の扇状地全域を潤した歴史的な施設 **水宮神社**：扇頂部に立地し、扇状地全体の治水が祈願された神社	**徳島堰**：寛文年間に開削され、多くの新田が開かれた。その水は水田だけでなくスプリンクラーを通し現代でも果樹畑を灌漑している **矢崎家住宅（市指定文化財）と行善寺**：徳島堰を完成させた矢崎又右衛門ゆかりの古民家と菩提寺 **了円寺**：徳島兵左衛門が徳島堰の完成を祈願して建立した寺院 **石縦堤**：徳島堰から将棋頭まで明治 31 年に築かれた堤防。前御勅使川を完全に封鎖した **後田堰**：桝形堤防の分水門から六科将棋頭までをつなぐ用水路	**堤内地の水田景観**：将棋頭が守り、徳島堰の水を引いて営まれている歴史的な水田
	ゾーン周辺の地域資源	**下条南割将棋頭**：御勅使川左岸の韮崎市に位置。御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）として国史跡に指定されている。石積の堤防と徳島堰の水を引いて造られた水田が残る **芦安堰堤、源堰堤、藤尾堰堤**：芦安堰堤は大正 7 年、日本で初めて本格的に造られたコンクリート製砂防堰堤。以後、上流の源堰堤や藤尾堰堤など、御勅使川に最新技術のコンクリート製砂防堰堤が設置され、御勅使川の治水が大きく変化した **御勅使川床固工**：昭和7年から源堰堤下流から始められた砂防事業。この事業によって御勅使川の洪水は大幅に減少したといえる **堀切**：武田信玄が竜岡台地を開削したと伝えられるが、発掘調査によって 14 世紀には堀切が存在したことが明らかとなっている。御勅使川流路の幅が狭くなっている地形が見られる **信玄堤**：武田信玄が命じて築堤された堤防で釜無川の旧東流路を封鎖した。その後修築が繰り返され、現在でも堤防として機能している。公園としても利用されている		
	観光レクリエーション	**御勅使川福祉公園**：石積出の東側に立地。公園内に石積出五番堤が存在 **乗馬センター**：御勅使川左岸。福祉公園まで馬で散策できる **天恵泉白根天笑閣（市営温泉）**：石積出一番堤の西に位置	**御勅使南公園**：史跡北側に近接。散策コース **徳島堰の桜並木**：史跡北側から徳島堰沿いに桜並木が続く	**御勅使南公園**：史跡の北側に立地。散策コース
	文化施設	**ふるさと文化伝承館**：史跡から東 3 km に立地。旧石器から現代まで市の歴史を学べる施設。史跡を中心とした治水・利水の歴史文化を解説		
	各資源の関係	史跡が、信仰、管理体制などを含めた様々な要素が複合し , システムとして機能していたことを示すことができる	地域において治水利水が一体となって機能していたことが明らかとなり、それにまつわる人びとの足跡や地域開発の歴史を示すことができる	地域において治水・利水が一体となって機能し、それが現代にまで継承されていることを示すことができる
	全域	御勅使川／御勅使川旧河川敷		
	全体	流域における治水・利水を包括するひとつのシステムとして、史跡各ゾーンが相互に関係していたことを示すことができる		

第３章　史跡の概要および現状と課題

第１節　史跡指定の現状

１．指定に関する情報

名　　称　　御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）
指 定 年 月 日　　平成 15 年３月 25 日
告　示　番　号　　文部科学省告示第 31 号
指　定　理　由

御勅使川は釜無川（富士川上流）の支流である。南アルプス前衛の夜叉神峠、唐松峠、ドノコヤ峠一帯、およそ標高 1,700 m前後の稜線を水源とし、標高差のある急傾斜地を流下する。古来より暴れ川として知られており、特に甲府盆地への開口部に形成された大きな扇状地の部分では流路が不安定であって、多くの水害をもたらしてきた。この御勅使川の流路を固定するために、古来より種々の治水施設が構築されており、今日においても石積出、将棋頭と呼ばれる堤防が残っている。『甲斐国志』はこれら堤防は武田信玄の時に築堤されたものと記述している。

扇状地部分のうち、扇頂部駒場地区の本流右岸山つきに連続して設置された堤防が石積出で、一番堤～五番堤までの五基が残っている。一番堤は長さ 83 m、幅は基底で 17 m、上部で５m、高さは 3.5 mの三段築成であるが、下一段は地中に埋没している。二番堤以下もほぼ同様の規模で、二番堤は長さ 94 m、三番堤は長さ 82 mとなっている。五番堤は御勅使川右岸の本堤となっている。

また、将棋頭は扇央部の本流右岸、左岸にそれぞれ残っており、圭角をなす形状（将棋の頭のような形状）からこの呼称がある。右岸（白根町有野～八田村六科）のものは石積は一段で高さ 4.3 m、幅は上部で６m、基部で 22 mである。基底部に接して前面に護岸補強の石組がある。六科将棋頭で水流は御勅使川本流と分流（前御勅使川）に分かれるようになっており、御勅使川本流右岸、将棋頭の下流部には連続して雁行状の堤防が置かれていた。

左岸（韮崎市竜岡）のものは、白根町のものよりも小規模であるが、同じく圭角をなす形状となっている。高さは３m、幅は上部で４～８m、基部で 15 m、同様に御勅使川本流左岸・雁行堤防に接続していた。

将棋頭は洪水時の御勅使川溢水を分流して、人為的に河道を固定化するとともに、洪水時の本流を従来よりも釜無川の上流方向、赤岩の前面で合流させることにより、釜無川本堤（いわゆる信玄堤）への洪水の影響を最小限にとどめることを目的に設置されたものと考えられる。

さて『甲斐国志』（松平定能力編輯、文化年間〈1804-17〉の成立）は、

> 武田信玄ノ時ニ至リ大ニ水役ヲ興シ下条南割ノ村ニテ岩ヲ鏟鑿スルコト広サ十八歩上流ノ駒場・有野ニ石積出ヲ置キ駿流ヲ激シテ斜ニ東北ヘ向ハシム対岸ハ竜王村ノ赤岩ナリ　一名高岩又六科村ノ西ニ圭角ノ堤ヲ築キ流ヲ両派ニシテ以テ水勢ヲ分ツ是レヲ将棋頭ト云フ其ノ突流シテ釜無河ニ会スル所ニ大石ヲ並ベ置キテ水勢ヲ殺グ釜無河ノ水ト共ニ順流シテ南方ニ趣カシム於レテ是ニ暴流頓ニ止ミ竜王村ノ堤ヲ築テ村里ヲ復スルコトヲ得タリト云フ

と記している。また前御勅使川については、

> 古ノ水路ナリ

と記している。これらのことを裏付ける直接的史料は残っていないが、近世には正保元年（1645）、承応２年（1653）の洪水に破堤したと記録がある。また、明治 29 年（1896）にも大水害があったが、各堤防はそのつど補修されてきた。今日に見られる石積出、将棋頭はこうした長期にわたる改修を経て強化された姿を示すものである。

戦国大名にとって領国内の生産力向上のための治水は至上課題であった。各地の大名は堤防の構築等を積

極的に行ったが、とりわけ武田信玄が行った治水事業は「信玄堤」の名とともに名高く、学校教科書にも多くとりあげられている。信玄堤の本体は雁行堤であったと考えられるが、釜無川本流堤防に埋没して旧状をとどめていない。しかし同じく信玄の構築になると伝える石積出や将棋頭は戦国時代そのものの姿ではないにせよ、甲州流川除と呼ばれた治水技術の特色を今日によく伝え、戦国時代以来の治水構想を示すものとして貴重である。

大正５年（1916）から御勅使川において内務省直轄の砂防堰堤工事が開始された。この新たな砂防工事によって御勅使川が安定するにつれ石積出、将棋頭もその本来的な機能を果たすことはなくなっていった。しかし、この治水堤防が甲府盆地の安定の上で果たした役割は近世・近代を通じで極めて大きい。これら遺跡がもつ歴史上の意義を考え、石積出のうち一番堤から三番堤（河川区域内の四番堤・五番堤は除く。）及び二か所の将棋頭を史跡に指定し、その保存を図ろうとするものである（月刊文化財 346 号）。

追加指定年月日　　平成 21 年２月 12 日（将棋頭の一部）
追加指定告示番号　　文部科学省告示第 11 号
追 加 指 定 理 由

御勅使川旧堤防は、信玄堤とともに武田信玄によって、御勅使川、釜無川を治めるために築堤されたと伝えられる堤防施設である。江戸時代の地誌『甲斐国志』（松平定能編輯、文化 11 年〈1814〉成立）に石積出、将棋頭として見える。

御勅使川は釜無川（富士川の上流）の支流で、古くから暴れ川として知られ、御勅使川扇状地のみならず、釜無川を押し出して甲府盆地中央部の水害の要因ともなった。そのため、扇頂部駒場地区の本流右岸山つきに連続して設置された堤防が石積出で、一方の将棋頭は扇央部に築かれ、圭角をなすことからこの名称がある。構築時期についてはなお研究の余地があるものの、将棋頭と石積出は甲州における治水技術の特色を今日によく伝えるものとして貴重であることから、５基の石積出のうち一番堤から三番堤までと、現本流右岸の六科将棋頭（南アルプス市）と左岸の竜岡将棋頭（韮崎市）が平成 15 年に史跡指定された。

将棋頭は洪水時の溢水を分流し、人為的に河道を固定するとともに、洪水時の本流を従来よりも釜無川の上流方向、高岩（赤岩）と呼ばれる崖の手前で釜無川と合流させることにより、釜無川本堤（いわゆる信玄堤）への洪水の影響を最小限にとどめることを目的に設置されたものと考えられてきたが、将棋頭、石積出は少なくとも近世においては、御勅使川扇状地上の集落や田畑を広範囲に守る治水の要として機能していたことが推定され、また、各堤防は扇状地における利水の歴史にも関わるものと考えられている。

六科将棋頭は北側の石堤（「北石堤」）が指定されているが、（延長約 115 メートル）、平成 19 年度に南アルプス市教育委員会が実施した、開発行為に伴う事前調査により、その東側に連続する堤の基底部が検出された。石堤は２列あり、明治４年（1871）の「北御勅使川御普請明細帳」や近世末から明治時代の絵図等から、「北石堤」は「一番堤」、今回新たに検出されたその南側の堤防が「二番堤」と称するものであることが確認できる。両者は川表側法面を落とし積みする点で共通するが、「一番堤」のほうがより強固に構築されている。断面観察によれば、「北石堤（一番堤）」が「二番堤」の川表側に追加されたものであることが判明し、両者とも、旧御影村（現南アルプス市）所蔵の役場文書（「土木地理関係書類」）により、明治 32 年以降に改修された姿である可能性が指摘されている。今回検出された既指定地に連続する将棋頭の遺構（約 75 m）を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである（月刊文化財 545 号）。

追加指定年月日　　平成 26 年 10 月６日（桝形堤防）
追加指定告示番号　　文部科学省告示第 142 号
追 加 指 定 理 由

御勅使川旧堤防は、信玄堤とともに武田信玄によって、御勅使川・釜無川を治めるために築堤されたと伝えられる堤防施設である。江戸時代の地誌『甲斐国志』（文化 11 年 <1814> 成立）に石積出、将棋頭とし

第 13 表　指定所在地／対象地域の面積／所有関係の概要

所在地	遺　構	地 番	指定面積（㎡）	所有者	公有地前地番	公有地年度	市登記日
南アルプス市	石積出一番堤	有野字北新田 2466 番先	927.72	市			
		有野字北新田 2466 番先	592.98	市			
		有野字北新田 2466 番道路敷	47.65	市			
		有野字北新田 2466 番水路敷	25.66	市			
		有野字北新田 2466 番 3	253.74	市	有野字北新田 2466 番 1（分筆前）	平成 23	平成 24 年 2 月 10 日
		有野字北新田 2468 番 2	29.20	市	有野字北新田 2468 番（分筆前）	平成 23	平成 24 年 2 月 10 日
		有野字北新田 2469 番 5	90.44	市	有野字北新田 2469 番 1（分筆前）	平成 23	平成 24 年 2 月 10 日
		有野字北新田 2524 番 2	177.96	市	有野字北新田 2524 番（分筆前）	平成 23	平成 24 年 2 月 10 日
	一番堤指定面積合計		2,145.35				
	石積出二番堤	有野字北新田 2484 番 1 先	1,045.74	市			
		有野字北新田 2484 番 1 先	35.96	市			
		有野字北新田 2484 番 1 道路敷	147.79	市			
		有野字北新田 2484 番 1 の内	474.82	民間			
		有野字北新田 2484 番 2 先	4.94	市			
		有野字北新田 2485 番 5	473.90	市	有野字北新田 2485 番 1	平成 27	平成 28 年 1 月 26 日
	二番堤指定面積合計		2,183.15				
	石積出三番堤	有野字北新田 2506 番先	839.13	市			
		有野字北新田 2506 番先	106.40	市			
		有野字北新田 2511 番 1 先道路敷	12.34	市			
		有野字北新田 2506 番 2	163.48	市	有野字北新田 2506 番（分筆前）	平成 22	平成 23 年 1 月 17 日
		有野字北新田 2510 番 2	16.56	市	有野字北新田 2510 番（分筆前）	平成 22	平成 23 年 1 月 17 日
		有野字北新田 2511 番 12	401.37	市	有野字北新田 2511 番 1（分筆前）	平成 21	平成 22 年 1 月 12 日
		有野字北新田 2511 番 13	397.34	市	有野字北新田 2511 番 2（分筆前）	平成 21	平成 22 年 1 月 12 日
		有野字北新田 2511 番 15	702.40	市	有野字北新田 2511 番 3（分筆前）	平成 21	平成 22 年 1 月 12 日
		有野字北新田 2511 番 16	233.89	市	有野字北新田 2511 番 5（分筆前）	平成 21	平成 22 年 1 月 12 日
	三番堤指定面積合計		2,872.91				
	将棋頭	有野字北新田 3346 番 6 の内	136.66	県			
		有野字北新田 3346 番 1	2,365.25	県			
		六科字宮東 1590 番 7	3,543.11	市	六科字宮東 1590 番 4（分筆前）	平成 20	平成 21 年 3 月 13 日
	将棋頭指定面積合計		6,045.02				
	桝形堤防	有野字北新田 3346 番 3 の内	3,357.16	県			
		有野字北新田 3349 番	545.90	市	有野字北新田 3349 番	平成 26	平成 27 年 1 月 29 日
	桝形堤防指定面積合計		3,903.06				
	南アルプス市所在史跡指定面積		17,149.49				
韮崎市	将棋頭	竜岡町下条南割字西原 591 番 4	331.00	民間			
		竜岡町下条南割字西原 592 番	1,160.00	民間			
		竜岡町下条南割字西原 596 番 1	95.00	民間			
		竜岡町下条南割字西原 596 番 138	37.00	民間			
		竜岡町下条南割字西原道路敷・水路敷	4,776.28	市			
	韮崎市所在史跡指定面積		6,399.28				
御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）史跡指定総面積			23,548.77				

第 14 表　史跡指定および発掘調査、公有地化履歴

年度	年月日	指定	調査・報告書		公有地化
S55	S55	「将棋頭」が旧白根町の史跡に指定			
S62	S62	旧白根町教育委員会が主体となり、山梨文化財研究所が将棋頭の発掘調査			
S63	S63	同第２次発掘調査			
H1	H 1			『将棋頭・須沢城址』旧白根町教育委員会	
H3	H4.2.29	白根町・韮崎市より文部大臣に将棋頭及び石積出の史跡指定について意見具申			
H4	H4.5.29	石積出・将棋頭の史跡指定答申			
H14	H15.3.25	「御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）」として指定官報告示			
H15	H15.4.1	南アルプス市が誕生（芦安村、八田村、白根町、若草町、櫛形町、甲西町が合併）			
H19	H19.11 ～ 12		工場誘致計画に伴い、市教育委員会が将棋頭東側隣接地の試掘確認調査を実施。堤防基底部を発見		
	H20. 3		桝形堤防の分布調査を開始		
H20	H20.7.23	将棋頭追加指定について意見具申			
	H21.2.12	将棋頭追加指定官報告示			
	H21.3.31				将棋頭追加１筆
	H21.2 ～ 3		桝形堤防の分布調査		
	H21. 3			『平成 19 年度埋蔵文化財試掘調査報告書・御勅使川旧堤防』（将棋頭試掘確認調査結果所収）	
H21	H21.5 ～ 6		桝形堤防試掘確認調査		
	H22.1.12				石積出三番堤４筆
	H22.3.29			『桝形堤防』	
H22	H23.1.17				石積出三番堤２筆
H23	H２３.１１ ～ H24.3		桝形堤防第２次試掘確認調査		
	H23.12.14	文化庁佐藤正知文化財調査官史跡指導			
	H24.2.10				石積出一番堤４筆
H24		保存管理計画策定に着手			
	H25.3		桝形堤防第２次２試掘確認調査	『桝形堤防―第２次調査―』	
H25	H25.10.5、6	国史跡指定 10 周年記念シンポジウム てっすげえじゃんけ将棋頭・石積出！開催			
	H26.1.27	「桝形堤防」の追加指定意見具申			
	H26.318	南アルプス市史跡御勅使川旧堤防 (将棋頭・石積出) 保存整備委員会条例制定			
	H26.3	保存管理計画の策定		『保存管理計画書』	
H26	H26.10.6	桝形堤防追加指定官報告示			
	H27.1.29				桝形堤防１筆
	H27.3	保存整備委員会の設置		『桝形堤防―第２次調査 2―』	
H27	H27.12.10	文化庁中井將胤文化財調査官史跡指導			
	H28.126				石積出二番堤１筆
H28		保存整備基本計画国庫補助事業（H28、H29）			
	H28.8.26	文化庁水ノ江和同文化財調査官史跡指導			
H29	H29.12.15	文化庁近江俊秀文化財調査官史跡指導			
	H30.3	保存基本計画策定		『保存整備基本計画書』	

てみえる。甲州における治水技術の特色を今日によく伝えるものとして貴重であることから、五基の石積出のうち一番堤から三番堤までと、現本流右岸の六科将棋頭（南アルプス市）と左岸の竜岡将棋頭（韮崎市）が平成 15 年に史跡指定された。

将棋頭・石積出は少なくとも近世においては、御勅使川扇状地上の集落や田畑を広範囲に守る治水の要として機能していたことが推定され、また、各堤防は扇状地における利水の歴史にもかかわるものとして考えられている。そうした研究成果も踏まえ、平成 21 年には南アルプス市教育委員会による発掘調査で明らかとなった六科将棋頭の一部について追加指定を行った。

今回の追加指定地は、御勅使川を横断する灌漑用水路（徳島堰、寛文 10 年 <1670> 竣工）から六科将棋頭の堤内地に用水を分水する門を守る「桝形堤防」と呼ばれる将棋頭状の堤防施設である。南アルプス市教育委員会による発掘調査により、「木工沈床」の存在が明らかとなり、明治 30 年代から大正の初期に修築されていたことが推定された。「桝形」の名称は文化 9 年（1812）の史料にみえ、徳島堰が暗渠化される時期（宝永 3 年 <1706> 以前）までに遡ることが考えられる。

御勅使川旧堤防（将棋頭･石積出）の歴史的な役割を考える上で、重要であることから、追加指定を行い、保護の万全を期そうとするものである。

2．史跡指定・発掘調査・発掘報告書・史跡整備の経緯

史跡に指定およびこれまでの発掘調査、刊行された発掘調査報告書、公有地化の経緯は第 14 表のとおりである。

第2節　史跡の概要

1．史跡の本質的価値

（1）武田信玄伝承の歴史的特性

・近世の地誌『甲斐国志』（1814）には、石積出・将棋頭が武田信玄の治水施策による築堤であることが記され、当時から人々の間に武田信玄による構築であったことが広く認識されていたことがわかる。戦国時代の築堤を示す同時代史料は確認されていないが、史料から、武田信玄による構築がほぼ裏付けられる竜王の信玄堤が有効に機能するためには現在のルートに御勅使川が存在することが前提となると考えられ、そのルート上には現在に残された石積出や将棋頭の祖形ともなるさまざまな治水・利水施設が築かれたと推測される。

（2）近世における歴史的特性

・石積出は日本有数の規模を有する御勅使川扇状地全体を守る治水の要であった。石積出の位置する有野村の堤防が破損した場合、被害が及ぶ御勅使川扇状地上のほぼすべての村にあたる水下 21 ヶ村の村々から堤防修築のための人員を動員できる承応 3 年（1654）の文書が有野に残されている。

・石積出は築山、飯野、有野、飯野新田の各村で利用された四ヶ村堰およびその堰によって灌漑された水田地帯を守る役割も果たしており、治水・利水の要衝として重要である。

・将棋頭は、扇状地上に舟形に形成された微高地の上流部を囲い、水流を分散する、いわゆる尻無堤ともいうような特有の形態をとる。初現は六科村を守る堤防として整備されたと推測され、近世に至り寛文 10 年（1670）に開削された徳島堰によって灌漑された六科村・野牛島村の水田やその下流域を守る役割を果たしており、伝統的な治水・利水の工法を示す象徴的な遺構である。

・近世における甲州の治水は、一流派をなすと見られるほどの先進地として認識され、石積出や将棋頭はそれを象徴する施設として語られてきた。

・徳島堰の開削を前提とした新田開発は、近世前期に汎日本的に行われるようになったこのような事業のひとつの典型である。その中で、暴れ川として知られる河川敷の広大な御勅使川と交差して引水する徳島堰の試みは、特筆すべき要素として挙げることができる。また、将棋頭は、この開発を支えた要素の

ひとつとして、日本近世史の中に位置づけることができる。

・桝形堤防は、徳島堰の用水を将棋頭堤内地に営まれた水田に分水する水門を守る堤防である。将棋頭と一体となって機能し、治水と利水の機能を併せ持った、全国的にも類のない遺構として位置づけることができる。

（3）近代における歴史的特性

①治水・利水遺構として　～伝統的河川工法と近代技術の融合～

・石積出および桝形堤防には、根固めとして「木工沈床」が設置されている。木工沈床は、日本人技術者が、明治時代にオランダの工法である粗朶沈床と日本の伝統的河川工法を組み合わせて考案した技法と言われており、近代的河川工法の特徴をよく示している。

・現在残る将棋頭は、根固めに梯子土台が応用されるなど、伝統的河川工法が近代において変質する過程をよく表している。

②治水・砂防史の歴史的遺構として

・日本初の本格的コンクリート堰堤（えんてい）である芦安（あしやす）堰堤（大正５～ 15 年（1916 ～ 26）　）や、ほぼ同時期（大正９年（1920））に竣工した源（みなもと）堰堤が御勅使川に整備され、御勅使川が安定した。それによって、昭和７年（1932）以降石積出上流から設置された床固工（とこがためこう）の施工が可能となり、石積出の治水機能は終焉をむかえるが、日本治水・砂防史における重層的な歴史の中にこれを位置づけることができる。

（4）現代における歴史的・景観的特性

①治水史の象徴、今後の防災活動のモニュメントとして

・少なくとも近世近代を通じ、施設が維持され現在も良好に遺構が残されている。そこには時代を超えて連綿とつながる防災意識や暮らしを守ってきた人々の思いをみることができる。

・かつて水害が多発しそれを克服してきた南アルプス市の歴史の象徴でもあり、現代の防災を考える上で重要なモニュメントである。

・史跡の中で「堤防」の指定は数少なく、日本の治水史を語る上でも重要な位置を占めている。

・徳島堰の水は、現在も市内の水田を灌漑するほか、南アルプス市の主要産業であるモモ、スモモ、サクランボ等の果樹栽培を支えている。扇状地上に広がる南アルプス市に特徴的な果樹景観は徳島堰が支えているといえ、地域におけるその価値は現在も揺るがない。

②治水・利水景観

・石積出は、南側の山裾から御勅使川河川敷に突き出した石積の堤防群とその内側の水害防備林が一体として機能し、御勅使川扇状地の扇頂にあって扇状地全体の治水の要として機能してきた景観を現在もよく残しており、伝統的河川工法を学ぶ場として重要である。

・桝形堤防で分水された徳島堰の水によって灌漑され、六科将棋頭によって水害から守られてきた堤内地では、この歴史的な治水・利水施設と一体となって営まれてきた水田景観が現在も維持されている。

２．構成要素と保存・分布状況

遺構の立地、特性に合わせて保存管理計画書で設定した３つのゾーン別に史跡の構成要素と保存分布状況を第 15 表に示し、課題を提示する。

第 15 表　ゾーン別史跡構成要素と保存・分布状況

ゾーン	石　積　出	桝　形　堤　防	将　棋　頭
構成要素と現状での課題	・一番から三番まで連なる堅固な石積堤防が残るが、一部に石積の崩落も認められる。 ・基底部が埋没し、遺構の全体像が顕在化されていない。 ・史跡指定範囲内に一部民有地が残る。 ・一部御勅使川の現行床固工が遺構に接続されている。 ・一部、道路や住宅等に隣接する。	・徳島堰及びそこから六科地区へ分水するための水門と後田堰は、現在も用水機能が維持されている。 ・徳島堰からの取水口とそれを守る石積の堤防が残る。 ・基底部が埋没し、遺構の全体像が顕在化されていない。 ・遺構全体の保存状況は良好である。ただし、一部樹根による遺構への浸食や石積の崩落が認められる。 ・史跡指定範囲内に一部民有地が残る。 ・一部、道路や住宅等に隣接する。	・六科地区水田等を守る圭角状の堤体の内、北側の石積堤防のみが残り指定されている。 ・基底部が埋没し、遺構の全体像が顕在化されていない。 ・東側については、現地表面以上の部分が削平されている。 ・馬踏部分の一部が削平されている。 ・一部、道路や住宅等に隣接する。 ・史跡指定範囲外だが、南側の堤防（前御勅使川六科一番堤・二番堤）についても、現地表面以上の部分が削平されているため、将棋頭本来の圭角の形状が把握しづらい。 ・堤内地には、将棋頭が水害から守ってきた水田景観が残る。

第３節　史跡等の公開活用のための諸条件の把握

１．公開・活用の利用状況

石積出、桝形堤防、将棋頭はこれまでさまざまな団体で活用されてきた。しかし、３地点の内、自由に見学できるのは石積出と将棋頭で、桝形堤防は敷地内の安全管理上の問題から、史跡内への自由な立ち入りは関係者以外禁止されている。現状でも保存管理団体である南アルプス市の担当課が市内小学校、各種団体などを案内し積極的な公開を図っているが、来訪者や地元からも自由な見学ができるよう要望がだされている。一方、石積出や将棋頭についても体系的な説明板や案内板がなく園路なども整備されていないため、整備を求める要望が強い。また、石積出や将棋頭については、遺構が地下に埋まっていたり、堤防の南側が削平されていたりして、現地での説明がないと史跡の内容が分かりづらいとの意見も多く、本来の姿を復元し、より理解を深められる整備が望まれている。また、史跡の本質的価値を伝え、観光にも活用するべきとの意見がある。すでに民間観光企業と連携した事業を実施しているが、整備後は地域や市観光協会、まちづくりＮＰＯ、「ネイチャーガイド」等のガイド組織、市内民間観光企業などとのさらなる連携が必要である。

第４節　追加指定

１．基本方針

現時点での史跡「御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）」の指定範囲は地表面上に現れている部分を中心に設定されたもので、それ以外の遺構は史跡指定地外となる周辺の地表下に連続している状況である。さらに、将棋頭・石積出と密接な関係を持つ御勅使川の治水・利水施設が指定区域外にも存在することが予想される。そのため、御勅使川旧堤防に関わる遺跡を適切に保存し管理を行うために、重要な遺構を調査し、その結果

に基づき積極的に追加指定を図る必要がある。下記に『保存管理計画』段階において把握されている追加指定が望ましい区域を明記する。

２．保護すべき関連遺構

・石積出一番堤から三番堤までの現指定区域は基本的に地表に露出している範囲を対象としているが、遺構は地下及び南側山裾まで連続している。今後、範囲確認調査を行い、堤防本来の範囲を把握し、追加指定することが必要である。

・石積出は未指定の四番堤や五番堤、その東側に位置する堤防遺跡が現存しており、範囲確認調査による遺構の把握が重要である。調査結果によっては追加指定による保護が必要である。

・石積出一番堤から三番堤までの堤間地については、堤防とともに治水機能の一部を構成する区域であり、追加指定の検討が必要である。

・桝形堤防の西側については、範囲確認調査を行い、堤防本来の範囲を把握し、追加指定する必要がある。

・将棋頭圭角先端部分および前御勅使川六科一番堤・二番堤については、地表上は削平されているが、地下に堤防基底部が残存し、また土地区画自体が将棋頭を体現していることから、まず範囲確認調査を実施し、調査結果を基にした追加指定が必要である。